

# 平成26年第1回本巢市議会定例会議事日程（第3号）

平成26年3月13日（木曜日）午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

## 出席議員（18名）

1番	堀部好秀	2番	江崎達己
3番	鏝本規之	4番	黒田芳弘
5番	舩渡洋子	6番	臼井悦子
7番	高田文一	8番	高橋勝美
9番	安藤重夫	10番	道下和茂
11番	中村重光	12番	村瀬明義
13番	若原敏郎	14番	瀬川治男
15番	後藤壽太郎	16番	上谷政明
17番	大西徳三郎	18番	鵜飼静雄

---

## 欠席議員（なし）

---

## 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	青木一也
教育長	白木裕治	総務部長	川村登志幸
企画部長	石川博紀	市民環境部長	山田敏晴
健康福祉部長	林正男	産業建設部長	大熊秀敏
林政部長兼 根尾総合支所長	洞口義明	上下水道部長	杉山敏郎
教育委員会 事務局長	高橋卓郎	会計管理者兼 会計課長	村瀬敏勝

---

## 本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	安藤正和	議会書記	杉山昭彦
議会書記	臼田慶生		

---

## 開議の宣告

### ○議長（若原敏郎君）

ただいまの出席議員数は18人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

写真の許可について申し上げます。議会だより編集のため、議場内及び一般質問の場面を議会書記が撮影することを許可しておりますので、御報告いたします。

---

## 日程第1 会議録署名議員の指名

### ○議長（若原敏郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号16番 上谷政明君と17番 大西徳三郎君を指名いたします。

---

## 日程第2 一般質問

### ○議長（若原敏郎君）

日程第2、一般質問を行います。

2番 江崎達己君の発言を許します。

### ○2番（江崎達己君）

おはようございます。

一昨日、3月11日ということで東日本震災復興がもう3年を迎えました。震災では1万6,000人を超える死者に対し、哀悼をささげるとともに、いまだ1,500人を超える行方不明者があり、災害がもたらすことに痛恨にたえません。私は災害の教訓を生かさなければならぬと痛感しております。2度ほど災害現地のほうを訪問しましたが、災害復旧はいまだ道半ばであります。天災が人災になってはならないという決意を新たにしました。

それでは、発言通告に基づき、議長のお許しがありましたので、質問をさせていただきます。

今回の質問は、市民の方の御意向もあり、一般質問をさせていただきます。

先日、鏗本議員から発言がありましたので、障害者の「害」の字の平仮名表記について、少し述べさせていただきたいと思っております。

国や県の法律表示には、障害者の「害」は漢字で表記されております。法律、条例、規則など。しかし、一般表記は、「害」が差別用語になるというようなことで平仮名表記に変えられたという経緯がありますが、正式な理由や説明は曖昧であります。国等からの通達はありません。上級官庁である県に伺っても明確な回答はいただけなかったのです。

さて、今回の質問は、一括方式にて質問をさせていただきます。3項目について質問いたします。

まず、1項目めでございますが、障害福祉事業の取り組みについてということで、2点質問をします。

障害者は、生まれ持って障害がある方、病気等により障害となった方、交通事故等により障害者になったと、それぞれの要因がございます。こうした方は、一般的には生活弱者でもあると思います。そのために県・国、市町村、それぞれ法的にも、制度的にも、支援や助成システムが設けられております。

現在、ソチパラリンピックが開催され、日本人の障害アスリートのたゆまぬ努力により、毎日のように活躍が報道されております。大変感動しております。

さて、本市では、市長のマニフェスト、先日の平成26年第1回定例会での市長の所信表明の市政運営の中で、基本姿勢として、対話重視、現場主義、市民目線、重点的な取り組みとして、基本施策に基づき、元気で笑顔あふれる本巣市づくりを推進されるということでありました。その中で、福祉として高齢者や障害者に優しいまちにする、高齢者や障害者の地域の中での安心、元気に暮らせるようなまちづくり、より効果的な障害者施策を講じるため、本巣市障害者計画並びに本巣市障害福祉計画を作成していくということでありました。

そこで、第1点目、本巣市の障害者数並びに世帯数はどれだけか。第2点目、障害者に対する助成手続、そういったものの簡素化、並びにさらなる障害者に向けたサービスの向上に向けた取り組みについて質問させていただきます。

2項目め、克雪対策事業補助についてということで、2点質問いたします。

先月の2月19日の新聞報道によりますと、数十年に1度という異常気象により、政府は豪雪非常災害対策本部を設置され、関東甲信越6府県、そして39の市町村の災害救助法適用が決められました。また、過去を調べてみますと、大雪での被害は、平成18年度が死者14人、重軽傷者162人、家屋の全壊39軒、半壊64軒、平成22年度では、死者7人、重軽傷者60人、家屋の全壊34軒、半壊等は73軒という被害状況があったと聞き及んでおります。

そこで、第1点目、過去5年間の克雪対策事業補助金の内訳と実績はどうか。

本年1月に、別紙資料が配付されておると思いますが、新聞報道による記事でございますが、屋根に温水スプリンクラーを設置し、割安で簡単な対応について記事がありました。お隣の福井県建設技術研究センターの山崎三知朗主任研究員に面接し、勉強をさせていただきました。これは本市の議員政務活動費を活用させていただきました。

山崎さんと面接し、説明を受けるところ、技術者で自信あふれる説明と技術者としての誇りもうかがえました。内容は資料のとおり、従前は屋根に電熱ヒーターを設置する事例がありましたが、設置費用、イニシャルコストと運用のランニングコストが高く、余り普及は進みませんでした。温水スプリンクラーなら、電熱式に比べ約1割程度の設置費用です。稼働費用も1回当たり2万円ほどで、長時間電気を使うのに比べればほんの2割ほどだということでもあります。必要なときにスイッチボタンを押すだけの操作、簡単であり、高齢世帯や障害者にも使用可能であり、このシステムは福井県技術研究センターが5年前から開発に着手されました。

福井県内の豪雪地帯、勝山市や池田町などでは実証実験がなされ、全国の克雪対策事例発表会などで紹介され、全国の豪雪地帯を抱える県や市町村から多くの照会があったそうです。例えば岐阜県内では高山市、郡上市が照会があったそうです。そして私が行ったので岐阜県では3番目だというようなことをお聞きしました。本市でも、根尾地域を初めとした北部では、以前取り組まれたようなことを聞いておりますが、問題点もあり、普及には至っていないようです。本市でも、今シーズンは雪も少ない異例の年で、除雪費用も少なかったと伺っております。

そこで、第2点目として、高齢世帯及び独居世帯、並びに障害者世帯に対する雪起こしに対する取り組みは、また屋根に温水スプリンクラーを設置するなどの新たな雪起こしの対策の取り組みはどうかという点でございます。

3項目め、微小粒子状物質（PM2.5）の対応について。

今、新聞や報道でさんざん話題になっておりますが、本年2月27日の新聞報道によりますと、東北地方から西日本の広い範囲で微小粒子状物質（PM2.5）の大気中濃度が、国の暫定指針値1日平均が1平方メートルあたり70マイクログラムを超える可能性があるとして、各自治体が2月26日ですけれども、外出時のマスクの着用や野外での激しい運動を控えるよう注意呼びかけがありました。注意喚起としては、福島県、新潟県、北陸3県、三重県、大阪府、兵庫県、鳥取県、山口県、香川県であったそうです。岐阜県は、2月26日は県内11カ所の測定局で国の暫定指針値を下回ったため、注意喚起はしなかったということでもあります。

日本気象協会によると、中国方面からのPM2.5が流入しやすいという気象条件となった。日本上空の大気が安定して、国内発生分もとどまりやすくなり、濃度が高くなったということでありました。国の環境基準値35マイクログラムをもとに注意喚起をしている福岡市でも上昇し、41.1マイクログラムをもとに注意喚起をされました。PM2.5の流入により、呼吸器系やアレルギー疾患のある人は特に注意をするよう、外出時にマスクを着用するよう呼びかけられました。

そこで、本市の運営として、元気で笑顔あふれる、安全・安心して暮らせるまちづくりの取り組みの中で、第1点目として、本市は暫定基準値を設けているのか。設けていないとすれば、今後はどうするのか。

2点目、本市は南北に長い地形であります。測定値も変わってくるのではないかと。また、市民に注意喚起を促す対応が必要ではないかと。以上の点を一括で質問させていただきます。以上です。

#### ○議長（若原敏郎君）

1項目め、障害福祉事業の取り組みについての質問の2点についての答弁、及び2項目め、克雪対策事業補助についての質問の2点についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 林正男君。

#### ○健康福祉部長（林 正男君）

それでは、ただいまの御質問の本市の障害者数並びに世帯数についてお答えをさせていただきます。

平成26年3月現在の本巣市における障害者数は、身体障害の方が1,384人、知的障害の方が249人、

精神障害の方が165人で、合計1,798人の方が障害を持っておられます。人口に占める障害者数の割合は5.1%でございます。また、世帯数につきましては1,740世帯となっており、世帯に占める障害者世帯割合は14.5%であります。

続きまして、2つ目の障害者に対する助成手続の簡素化、並びにさらなるサービス向上に向けた取り組みはについてでございますが、障害者総合支援法による障害者の方への支援事業につきましては、聴覚などの障害のための意思疎通支援事業、また日常生活支援用具を給付する日常生活用具給付事業、そして屋外での移動が困難な障害者の方が利用する移動支援事業など、それぞれの障害に対する支援制度があります。

補装具の義肢、オーダーメイドの車椅子等は、身体障害者手帳取得後、市に申請書を提出し、身体障害者更生相談所において判定を受けまして、市が交付を決定し、その後、補装具を購入していただくことになっております。

日常生活用具の電気式のたん吸引器等は、身体障害者手帳取得後、医師の意見書、購入予定の見積書、カタログを添付しまして申請書を提出し、交付決定後、購入していただくことになっております。また、蓄便袋等の排せつ管理用具につきましては、見積書を添付して申請書を提出し、交付決定後に購入していただくことになっております。

これらの手続につきましては、本巣市日常生活用具給付事業実施要綱に基づく手続であります。扶養している方や保護している方による代理申請も可能となっております。

なお、昨年11月から蓄便袋等の附属品として固定用のベルト、サージカルテープ等、13品目を追加し、購入時の選択肢を広くさせていただきました。また、個々の判断によりますが、ことし2月に1回の申請で最高6カ月分までを申請し、購入することができる旨を各対象者に通知をさせていただいたところでございます。

障害のある方やその家族は、生活上のさまざまな不安や悩みを抱えてみえまして、地域の中で自立した生活を送るために、障害者生活支援センター「えがお」を拠点に保健センターと連携を図りながら、相談機能を強化するとともに、さらなるサービスの向上に向け、福祉サービスの情報提供ができるよう取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、2項目めの克雪対策事業補助についての御質問の、過去5年間の克雪対策事業補助の内訳と実績はについてお答えをさせていただきます。

克雪対策事業補助は、屋根雪おろしとひさし補強にかかる費用に対し補助をしております。克雪対策事業補助の対象者は、70歳以上の高齢者世帯、身体障害者1級から3級までの方がいる世帯等を対象にしております。

屋根の雪おろしにかかる補助額は、その対象経費の2分の1で、屋根雪おろしが必要な降雪1回につき1万円を上限とし、ひさし補強にかかる補助金は、その対象経費の2分の1で、5万円を上限としております。

平成21年度における補助は、屋根の雪おろし44件で35万円、平成22年度は、屋根の雪おろし58件、44万7,000円、ひさしの補強1件で5万円、計59件で49万7,000円でございます。平成23年度は、屋

根の雪おろしが14件で11万4,000円、ひさしの補強が6件で25万9,000円、計20件で37万3,000円の補助をいたしました。平成24年度は、屋根の雪おろしが3件で2万5,000円、ひさし補強5件で19万円、計8件で21万5,000円、そしてこの平成25年度は、3月1日現在ですが、ひさしの補強6件で27万3,000円の補助をいたしました。

続きまして2つ目の、高齢世帯及び独居世帯並びに障害者世帯への雪おろしに対する取り組み状況、及び屋根に温水スプリンクラーを設置するなど、新たな雪おろし対応の取り組みはについてお答えをいたします。

高齢者並びに障害者等の屋根雪おろし及びひさし補強につきましては、対象者の方より業者等に依頼をし、実施をしていただいております。

屋根への温水スプリンクラーの設置につきましては、高齢者が屋根の雪おろし中に転落する事故を防止できるよい方法だと思いますが、本巣市北部の降雪地帯は簡易水道でありますので、降雪時においてスプリンクラーを使用されますと、生活水の水位低下を来し、水道施設の故障の原因と長時間にわたり生活水が利用できなくなるなどの弊害が起こる可能性がありますので、十分な検討が必要と考えます。

今後、雪おろしに伴う高齢者の負担軽減、危険防止等を図るための手法について、研究等していきたいと考えております。以上でございます。

**○議長（若原敏郎君）**

3項目め、微小粒子状物質（PM2.5）の対応についての質問の2点についての答弁を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 山田敏晴君。

**○市民環境部長（山田敏晴君）**

それでは、ただいまの質問の、本市は暫定基準を設けているのか。設けていないとすれば、今後はどうするのかについてお答えをさせていただきます。

微小粒子状物質（PM2.5）の想定される健康への影響につきましては、粒子の大きさが非常に小さいため、呼吸器系疾患のリスクの上昇や循環器系への影響が懸念されており、特に器官に疾患のある方、子どもや高齢者の方は注意が必要になります。

2月下旬には、西日本を中心に濃度が上昇し、近隣の富山、石川、福井の各県でも注意喚起が実施されたところですが、岐阜県では注意喚起の判断基準に達する数値ではなかったため、注意喚起は実施されませんでした。

議員御質問の暫定基準を設けているのか。設けていないとすれば、今後はどうするのかについてですが、PM2.5濃度が高くなった場合の注意喚起の実施について、市独自の基準は設けておりません。

注意喚起の実施に係る運用の状況については、昨年3月以降、国から微小粒子状物質（PM2.5）に関する注意喚起のための暫定的な指針や、注意喚起のための暫定的な指針に係る判断方法の改善について等が通知され、県ではこれを受け、運用方針が定められたところでございます。健

康に影響を及ぼすPM2.5の濃度については、まだ知見が十分ではありませんが、注意喚起の実施について、市としましては、今後も国の指針を踏まえ、定められている県の方針に沿って運用していきたいと考えていますので、御理解いただきますようお願いいたします。

なお、県内の他の市町村につきましても、同様に県の方針に沿って運用されており、独自の基準を設けているところはありませんので、よろしく願いをいたします。

続きまして、2つ目としまして、本市は南北に長い地形であり、測定値も変わってくるのではないかと。また、市民に注意喚起を促す対応が必要ではないかについてお答えさせていただきます。

議員御質問の、本市は南北に長い地形であり、測定値も変わってくるのではないかについてですが、国が設置した専門家会合においては、注意喚起は、参考情報として広く社会一般に注意を促すために行うものであること、また広域的な汚染を対象としていることとしており、この考え方を基本として注意喚起の判断基準が示されています。

岐阜県においても国が示した指針を受け、県内に設置されている11カ所の測定局を対象とし、1時間値の複数時間の平均値を計算し、それらの中央値や最大値により判断基準を定められており、判断基準に該当することとなった場合に実施される注意喚起の対象とする地域は、岐阜県内全域とされていますので、市内の地域により、注意喚起の実施の有無が分かれる運用は想定されていません。

次に、市民に注意喚起を促す対応についてですが、注意喚起は、PM2.5濃度の1日の平均値が大気1立方メートル当たり70マイクログラムを超えると予想される場合に実施されることになっており、午前中の早目の時間で判断基準として、午前5時から7時までの3時間の平均値をもとに注意喚起が発表されます。また、午後からの活動に備えた判断基準については、午前5時から12時までの8時間の平均値をもとに発表されることとなっています。

県により注意喚起が実施された場合は、市はそれを受け、教育関係機関や市民に対し、屋外での激しい運動を控えるよう注意喚起を促す連絡体制となっておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

[2番議員挙手]

○議長（若原敏郎君）

江崎達己君。

○2番（江崎達己君）

非常に詳しい御答弁をいただき、ありがとうございます。

若干うんと思いましたので、質問させていただきます。

前後しますが、一番最新版ですので、PM2.5の測定局が県内に11カ所あるというんですが、11カ所の内訳、どこに11カ所設置されているのかを教えてください。

それから、前後して申しわけありません。健康福祉部長の件ですけれども、スプリンクラーの設置ですけれども、何か聞きますと、以前、根尾ではスプリンクラーを設置していたような経過があるそうです。ただそれは温水じゃなしに簡易水道をいつき使われて、若干問題が出てきたという

ことと、それから谷水を利用して設置されていたというような経過があるというふうに、後で情報として知りました。しかし、全国でもこういう新しい珍しい技術が研究発表されて、成果は上げているようです。福井県で2カ所のところで設置されています。問題点はいろいろあるということで伺っておきますが、まだまだ研究の余地はあると思いますので、それはお願いしていきたいと思います。簡易水道だけじゃないしに、先ほど言われた谷水の利用というのも一つの方法だと思いますが、いろいろ研究することが必要ではないかと思っております。お願いします。

**○議長（若原敏郎君）**

それでは、2項目めの2番の屋根に温水スプリンクラー設置などの新たな雪おろしの対応の再質問について、健康福祉部長に答弁を求めますので、健康福祉部長 林正男君。

**○健康福祉部長（林 正男君）**

ただいまの御質問でございます。

市の水道関係の部署とか、根尾の庁舎でのお話を少し聞きましたら、根尾の地域では、実は二、三年ほど前に降雪に対処するという方法としまして、門脇とか市場とか、あと河原地内等で雪おろしの困難な、特に老人世帯、それとか女性の世帯の個人の方が屋根にスプリンクラーを取りつけられて、雪を解かすといったようなことをやっておられました。先ほど申しましたが、特に簡易水道での利用というのは、非常に長時間水を流しますと水がなくなりまして、ほかの家庭への水の提供が少なくなるということで、使うことができなくなるために、地域の申し合わせで使わないようにしているという話もお聞きをいたしました。

そしてまた、個人で井戸を掘って地下水をくみ上げて使ってみえる方とか、先ほど言われましたように谷水を引いてみえる方もあるようでございます。いずれにいたしましても、地域でのいろいろな諸事情があることも考えられますので、今後につきましては、手法について十分研究、検討が必要であるというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

**○議長（若原敏郎君）**

3項目めの、微小粒子状物質の各地の測定値の詳細でしたね。それを市民環境部長に再答弁を求めます。

市民環境部長 山田敏晴君。

**○市民環境部長（山田敏晴君）**

それでは、ただいまの質問についてお答えをさせていただきます。

県内PM2.5の観測場所でございますが、11カ所ありまして、岐阜市内には3カ所ありまして、その内訳としましては、北部として岐阜北警察署の南、福光東公園、中央としましては岐阜市役所、南部としましては、岐阜南警察署の東のあかね公園に設置されています。そのほかの8カ所でございますけれども、各務原市、羽島市、大垣市、美濃加茂市、可児市、多治見市、土岐市、高山市で計11カ所でございます。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

**○議長（若原敏郎君）**



江崎達己君。

○2番（江崎達己君）

再答弁をありがとうございました。

環境測定値の11カ所ですけれども、お隣の岐阜市に3カ所あると。各務原、羽島、大垣、いろいろこの近隣の21市のところに多く点在しておりますけれども、先ほど私も質問したように、本巣市の特徴的な南北に長いという地形を考えると、本巣市にも測定局があればいいなあと考えております。これもぜひ、当局の御検討をお願いしたいと思っております。

再質ではありませんが、一つ感想でございます。

PM2.5でこれから特に黄砂があり、一般の黒い車なんかもうべたべたになるくらいな黄砂が吹きます。黄砂とPM2.5を一般の方は特に間違えるんじゃないかと。こんなに中国のほうから黄砂が飛んできてあれしてというようなふうで、今後、一般の市民の方も不安なところが出てくるんじゃないかと思っておりますので、やはり検討していただいて、これは黄砂だよ、PM2.5は余り含有されていないよというような広報の仕方も御検討をお願いしたいと思っております。

また、小さな子どもさんを抱える保育園・幼稚園、小学校、中学校、そういったところは野外で活動もします。特に中学校であれば外のグラウンドで激しい運動になるかと思っておりますが、クラブ活動もありますので、そういった意味でも市民に対する注意喚起は必要じゃないかなというふうに思っております。

いずれにしても十分な検討をお願いしたいという思いを発して、以上で一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（若原敏郎君）

傍聴者の皆さん、きょうは本当に大勢の方がお出かけくださりまして、ありがとうございました。

今、席が5席か6席ぐらいしか残っていない、こんなに大勢に来ていただいたのは最近にないことです。本当にありがとうございます。時間の許す限り傍聴していただきたいと思います。ありがとうございます。

続きまして、3番 鏝本規之君の発言を許します。

○3番（鏝本規之君）

今、議長からもありましたように、足元の悪い中、大勢の方に来ていただきましてありがとうございます。

また、総務部長を初め、4名の部長の方が退職をされるということです。また、職員の中におかれましては、無事退職をされる方もおられるというふうに聞いております。本当に長いこと御苦労さまでございました。市民に成りかわりまして、御礼を申し上げる次第であります。

無事退職できるということは、陰にひなたに力を添えてくれる奥様の努力あつてのことと思っております。また、御家族の温かい御理解の中において、初めてなし得ることというふうに思っております。そのことを忘れずに、感謝の2文字を心に刻み、第2の人生を歩んでいただけたら幸いかと思っております。大いに第2の人生、楽しんでいただきたいと思います。ありがとうございます。

今から私の一般質問ということで、少し時間をいただきますけれども、通告に従って質問をしていきますけれども、この通告どおりの低入のことについての一般質問は、今回で3回目になります。前回の質問でも企業の努力によってというような答弁で終止されたかと思っておりますけれども、そういうことも踏まえて、改めて質問をしたいと思っております。

副市長におかれましても、今期で県のほうに戻られるということですので、よろしく願いをいたします。

それでは質問をさせていただきます。わかっているようなことをごたごたと言っておりますけれども、私の質問、ゆっくりと聞いてください。

今までも失格となる最低制限価格、2回もしておるわけなんですけれども、私の調べたところ、2年前も今も何ら変わりが無い状況にあります。最低制限価格での入札がずうっと続いているわけなんですけれども、そのことについて、今の現状と低価格が続いているこの現状を、副市長の考えを伺ってみたいと思いますので、よろしく願いをいたします。それから質問をさせていただきます。

○議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を副市長に求めます。

副市長 青木一也君。

○副市長（青木一也君）

ただいま最低制限価格の同額の入札が目立つ現状についての見解ということでお尋ねでございます。

本市におきましては、最低制限価格を導入いたしておりますが、これは公共工事における品質の確保でございますとか、ダンピング受注による公正な取引秩序の疎外、また下請業者へのしわ寄せや労働条件の悪化、安全対策の不徹底などを未然に防止いたしまして、建設業を初めとする関係団体の健全な発展を期することを目的として導入をしておるものでございます。

具体的には、予定価格が1,000万円以上1億円未満の建設工事について導入をしております、一定の基準により算出いたします最低制限価格を下回った価格により応札した場合は、失格となる取り扱いとさせていただきます。

今年度、これまでに最低制限価格制度の対象となった工事は59件ございまして、このうち、最低制限価格と同額での落札は16件で、対象工事の約4分の1が最低制限価格と同額での落札となっておりますけれども、この結果につきましては、最低制限価格の算出方法を公開しておりますとともに、入札に当たりましては、予定価格を事前公表しておりますことから、それに基づき見積もりをされる企業の積算努力によるものと考えております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

いいですか、私の質問は2つあったんですね。その説明と、そういう状況が続いている。早い話が最低制限価格での同一金額での入札が約4分の1あるという報告なんですけれども、そのことは調べれば、私もわかっておって質問しているわけなんです。その状況の中における副市長としての思いを尋ねておったわけなんです、その回答がありませんので、それも改めて回答するように指示してください。

○議長（若原敏郎君）

副市長 青木一也君。

○副市長（青木一也君）

市といたしましては、あくまでも透明性や公平性、競争性が保たれた形の中で厳正に入札を執行しておりまして、先ほども御答弁いたしましたように、この結果というのは、入札のあくまでも結果でございます、私の思いと言われましても、先ほど御答弁したように、やはりこれは各企業さんの経営努力による結果だということしか、ちょっと申し上げようがございませんので、お願いいたします。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

それじゃあ、改めて質問をさせていただきます。

最後の質問になるかと思えますけれども、少しかんにさわることを聞くかもしれませんけれども、御容赦のほどお願いをいたしておきます。

今の答弁等を鑑みますと、私の調べたところ、この近隣の市町村の中においては、最低制限価格での入札は一件もありません。また、県の中においてもそのような事例はないというふうに伺っております。その中において、どうしてこの本巢市だけが最低制限価格での入札が4分の1にもなるのかと。これがもし他県・他市であるとするならば、大きな問題となって報道されるだろうと思っております。

そういう中において企業努力というふうに簡単に述べられておりますけれども、それを逆にとれば、他市の業者は何一つ企業努力をしていないというふうにもとれますし、また逆に、企業努力をしておられる本巢市の企業であるとするなら、他県・他市の仕事も入札で結構とってこれて、大きな会社になっておるかと思っております。現状から見て、そういうふうにはなっていないというふうに私は確信しておりますので、改めてお聞きをするわけなんです。どうしてこの本巢市だけが最低制限価格での入札、また100円単位までの金額がぴたっと当たるのか。責任者としての答弁を求めます。

○議長（若原敏郎君）

副市長 青木一也君。

○副市長（青木一也君）

先ほども申しましたように、やはり最低制限価格の算出方法を公表しているということと、予定価格を事前公表しておりますので、これらの情報をもとにされまして、見積もりを行われる企業の積算努力によるものと考えております。

なお、工事設計書につきましては、情報公開請求に応じて公表しておりますので、入札施行後であれば、設計金額を確認いただいて分析することも可能となっておりますので、こうした分析などを通じた企業さんの積算努力の結果によるものと考えております。以上です。

〔3番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

それじゃあ、改めてお伺いをいたします。

私が市会議員となってこのことに興味を持ち、いろいろと入札の状況を聞いておりますけれども、最低制限価格ぎりぎりで行われるようになったのはいつごろか、副市長、お答えできますか。あなたが副市長になる以前に何件あったのか、あなたが副市長になってから何件あったのか、お答え願います。

○議長（若原敏郎君）

副市長 青木一也君。

○副市長（青木一也君）

私、23年度から就任させていただきましたけれども、ちょっと今、手元に22年度のデータはございませんが、23年度につきましては、最低制限価格制度の対象になった工事が24件ございまして、そのうち最低制限価格と同額の入札件数は10件ございました。

また、昨年度につきましては、最低制限価格制度の対象となった工事43件ございまして、最低制限価格と同額の入札があった件数は11件となっております。また、25年度につきましては、先ほど御答弁させていただいたとおりでございます。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

答弁ではどういう形であれ、企業努力ということになろうかと思っておりますけれども、今言われたように、全てのものが企業努力によって計算できますよということであるとすれば、うがった見方をすれば、努力の足りないところは、最低制限価格に満たないということになるかと思っております。

そういうことを含めると、私の思いとしては、もともと公表しているようなものであるとすれば、100円単位まで公表したらどうかという思いをしているわけでございます。そうすれば何ら問題もなかろうかと思っておりますし、私の質問は、今後そういうことはなかろうかと思っておる

わけなんです。

そこでお伺いをいたします。最低制限価格を公表することにおいて、何ら問題があるのかをお伺いいたします。

○議長（若原敏郎君）

副市長 青木一也君。

○副市長（青木一也君）

最低制限価格を事前公表されてはどうかというお尋ねでございますけれども、やはり最低制限価格を事前公表いたしますと、各企業さんの見積もり努力を損なわせるおそれがあることや、適切な積算を行わずに入札を行った業者が受注をする事態の発生も懸念されるところでございまして、結果として、複数の業者が最低制限価格で並んでしまって、くじ引きで落札される事態が多発するおそれがあるということでございまして、やはり適正な競争性の確保が困難となるということが懸念されますので、その実施というのは適当ではないと考えております。

現在は、あくまでも各企業さんの経営判断の中で自主的に最低制限価格で入札されておりますけれども、事前公開してしまいますと、落札するためには最低制限価格で入札するしかないという事態にもなってしまうおそれもございまして、企業さんのことを考えても、やはり事前公開は適当ではないのではないかというふうに思っております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

今の答弁を聞きまして、はい、よくわかりましたと言える方が何人おるかなあというふうですけども、少なくとも私は同意はできません。なぜなら、非常に答弁の中において整合性に欠けるところがあると思っておるからです。

それはそれとして、副市長としての答弁はそこまでかなあという気はしますけれども、もう一度お伺いをするんですけれども、最低制限価格での入札、それも失格となるぎりぎりの入札が4分の1もあるという、ことしに入ってもですね。ですけども、世相では骨材の高騰、また人件費の高騰、ダンプ1台をとっても、去年までは3万数千円でできたものが、5万円出してもダンプが来ないというような物の上昇化の中において、なおかつ制限価格ぎりぎりでの入札があるということは、見積もりそのものが少し高い価格での設定になっているのではないかというふうに勘ぐられるわけでございます。最低制限価格ぎりぎりでの入札をしても、なおかつ利益が上がるということにつながるかと思っておるわけなんです。そういうことを踏まえて、いま一度、積算及び最低制限価格での入札がなくなるような考え、また方法があるなら、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（若原敏郎君）

副市長 青木一也君。

○副市長（青木一也君）

設計につきましては、国が示している、いわゆる標準仕様に基づいて設計をしておりますし、その後は、各企業さんが選択をして最低制限価格で入札をしておるわけでございまして、最低制限価格がなくなる方法をとわれましても、市としては、公正な入札の機会を提供するということができませんので、難しいと思います。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

それでは、次に移ります。

最低制限価格等々、また入札のことについて関連することでございますけれども、当然国のほうからは入札に関しての指導、要領、いろんな指導が来ておるかと思っております。また、その中において雇用保険と社会保険の加入についての指示も来ておるかと思っております。当然社会保険に加入している企業と加入していない企業においては、会社を運営していく上においての経費が相当違います。

私も会社を運営しておりますけれども、社会保険に加入すべき努力をしておりますけれども、従業員の方が社会保険に加入することによって、企業がその保険料の2分の1を負担するという事なんです。その金額は相当な金額になって、会社の経営の中においては、相当な負担になっております。社会保険に入っている企業と入っていない企業では、先ほども副市長が言われたように、入札の価格等に差が出てくるかと思っております。

そこでお伺いをいたします。市の工事を請け負おうとする業者の中において、社会保険に加入している状況を、また加入していない人がどのぐらいいるのか、もしわかりましたらお願いをいたします。

○議長（若原敏郎君）

副市長 青木一也君。

○副市長（青木一也君）

社会保険の加入状況についてどうかということでございますけれども、例えば今、土木の業種としまして1つ例を申し上げますと、雇用保険につきましては、全部で登録企業が46社ございますけれども、加入しておられない業者が1社ございます。また、健康保険につきましては、46業者中3社が健康保険に加入してございません。また、厚生年金につきましても、46社中3社が加入していないという状況でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

少なからず加入していない業者がおられるということ。表に出ていない正社員と非正社員という

ふうに分かれておるかと思うんですけれども、忙しくなるとバイトで使うということに関しても、そういうことがきちんとなされているかということになれば、少し不安に思うわけであります。

なぜ私がこの一般質問をしましたかということは、保険に入っていないと老後のことを考えると非常に不安になるわけなんですね。そこに働く人は、好む好まざるは別として、会社がその方針を出さない限り社会保険に加入することはできないというわけなんです。ですから、その会社に入って老後を迎えて、年金等、また会社が潰れたり、何か不幸な目に遭ったときに生活ができないと困窮するようなことがあっては非常にいかんだらうという思いから質問をしたわけです。国のほうの方針としましても、全社に保険の加入を勧めているという状況であります。

本巢市のホームページを開いてみましたところ、どういふわけか3月10日にそういう国の方針、健康保険、社会保険に加入するよう勧めるような記事が掲載をされております。この問題はもう1年以上前から問題となっており、いろんなところで、国会の中でも議論されておる中でございますけれども、もう少し早い段階でそういうものを掲示してもらえれば、今のような1社にしても、3社にしてもなかるかと思っております。

どうか副市長におかれましても、そういうことにおいて、入札する業者全員が加入するように、露骨な言い方をするとするならば、入っていないような業者は入札に参加させないような強い意思を持って物事に対応していかなければいけないのではないかと思っております。そういう中において、保険の充実等々を含め、入札等とも含めてですけれども、3年間、副市長としてやってこられて県のほうに戻られるということでございますけれども、3年間やってきた何か感想等あれば、言っていただければ幸いかと思っております。

○議長（若原敏郎君）

ただいまの質問は、感想と言いますと通告外と認められますが、副市長、よろしいですか。

副市長 青木一也君。

○副市長（青木一也君）

今、3年間の感想ということでございましたけれども、まだ正式に後任の人事案件が出ておるわけでもございませんし……、ということでございますので、またその時期が来ましたら述べさせていただきますということで、この場はお願いしたいと思います。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

鏝本規之君。

○3番（鏝本規之君）

私の思いとしては、入札の責任者としての感想を求めたつもりなんですけれども、そういうふう

に受け取ってもらえなかったことは非常に残念だと思っております。

次のほうの質問に移らせていただきます。

次の質問は、きょうみたいに非常に雨が多いと家畜のおいが相当にきつくなってきます。そう

いうようなことが私のところにもたくさん苦情というのか、何とかならないかというようなことで

電話等、結構来ます。

そこで、私の思いとして養豚・養鶏の施設を一カ所に集めたらどうかなど。工場団地が本巢市にあるように、家畜の団地みたいなものももしできたなら、そういうことも解消できるのではないかなあという思いがあります。

高速道路も開通をして、インターチェンジもでき、また他市・他県からもたくさんの方がお見えになるかと思えます。また、利便性がよくなれば、この本巢市に住んでみようかなあという人も出てくるかと思っております。そういう人たちが住みたいなあと思ってきたときに、失礼な言い方かもしれませんが、家畜等のおいがしておると、少し考えてしまうのかなあという思いもしておりますので、いろんな諸問題があるかと思っておりますけれども、県下でもない、また国でも多分やったことがないだろうと思うような畜産に対する団地をつくることについて、できることなのか、否か、少しお伺いをしたいと思っております。

私も余り勉強しておりませんので、余り突っ込んだ質問はできませんけれども、元気の出る農業とか、そういうような補助金等でそういうことをすれば、50%の補助金がいただけるようにも聞いております。そういうことも含めて建設部長にお伺いをいたします。

**○議長（若原敏郎君）**

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 大熊秀敏君。

**○産業建設部長（大熊秀敏君）**

そうしましたら、市が養豚・養鶏など畜産団地をつくることは可能かということにつきまして、御答弁を申し上げます。

畜産団地をつくるための事業としましては、畜産団地造成事業というものがございます。この畜産団地造成事業につきましては、都市化の進展等により家畜排せつ物などによる環境汚染問題により、畜産経営の継続または発展が困難となった都市近郊の畜産経営農家を適地に集団移転させることにより、畜産経営に伴う環境汚染の防止、経営の合理化と規模拡大の促進を図ることを目的とした補助事業で、用地造成や施設整備費の30%以内を補助する事業でございます。先ほど議員がおっしゃられました50%以内というような事業も、要件が合えばございます。

この事業を補助事業として行う場合の対象者は、住宅密集区域等環境汚染問題が発生するおそれのある区域にある畜産経営農家で、5人以上の同意が得られ移転することが必要です。事業主体としては、地方公共団体または農業協同組合等となり、事業方式としましては、申請委託方式または分譲貸付方式があるものでございます。

また、事業採択の要件としては、移転する畜産経営者5人以上で造成される畜産団地の造成地が原則農業振興地域内であり、団地規模として、酪農、肉牛にあつてはおおむね10ヘクタール以上、養豚にありましてはおおむね5ヘクタール以上、養鶏にありましてはおおむね3ヘクタール以上となっております。

以上のことから、制度上においては畜産団地をつくることは可能であります、事業対象者の同



意を得ることや、団地化に伴う移転費用等により畜産経営が成立するかなど考慮いたしますと、現時点での畜産団地の造成は難しいと考えております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

今、るる説明をいただきましたけれども、その気になれば無理ではないというふうに解釈をするわけなんですね。土地においては、この本巢市は南北に広い土地であり、農作物の放置という形で荒れ放題になっている田地畑が結構あると思っております。私の思いの中にも3カ所、4カ所、いい候補地だなあとと思うところがあります。そういうことを含めて、過疎対策にもつながるのではないかなあとという思いから質問をしたわけなんです。一等地にある養鶏・養豚団地の鶏舎のほうを移すことによって、いろんなことが解消されれば大いによかろうと思っておるわけなんです。

たくさん集まればそこから排出されるふん尿というのか、そういうにおいの元となるものも、大量にあればにおいを消すこともできるし、またそれを生かした電気の発電とか、また熱を利用したいろんなことができるかと思っております。そういう広い視野の中において、この本巢市の中においては、一度県や国に相談をしながら、何とか前向きな方向でそういうものができるかなあという思いが非常に私の中に強くございます。

そして、改めて市長さんにお伺いをしたいと思っておりますけれども、やるか、やらないかは市長さんの考え方一つだと思っております。私はいろんなところでそれなりに話を聞き、また補助金等の問題を聞いておりますけれども、少し緩めて、また考え方を変えれば、全ての経費が補助金でいただける可能性もゼロではないというふうに伺ってきました。ですので、今、十四条のほうにおいても、道の造成等で鶏舎がひっかかるのではないかなあと心配されておられる方も見えます。また、これからの宅地造成を考えたときに、少しつらい思いをしておられる養鶏業者もおられます。そういうことを含めて、前向きに開発ができないのかなあということを思っております。

もし広いところでそういう事業ができれば、その熱源を利用したハウスもできるであろうし、またできることなら、今羽島市で問題になっている一般廃棄物の処理場をそこに持ってくることによって、そこから出る熱源を利用した養鶏・養豚の飼育、またハウスの経営等ができるのではないかなあと。もちろんそれには地域の同意も必要だろうと思っております。そういうような形でもしなるとするならば、夢がどんどん広がっていくのではないかという思いがしております。前を向いて進んでいくのか、そういう難しい問題に向かっていく気力があるのか、否か、市長にお伺いをいたします。

○議長（若原敏郎君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

大変難しいお話をお聞きました。

先ほど部長がお答え申し上げておりますように、畜産団地と言えばなかなか5人以上という、補助の要綱からいきますと集まっておらなければなりませんし、また要綱にありますように、農業振興地域内でなくてはならないということでもありますので、山の中につくるわけにはまいりません。そういったことで、農地の分野のところで考えていかなければならないということになりますと、先ほど議員がまさしくおっしゃっておられるように、地域の方々とそういうお話ができるかどうかということがあります。

また、私どももお話をお聞きしております。最先端のそういった施設をつくることによって、においも水も油も浮きますよと、そういうことも不可能ではないということをお話もされております。ぜひ一度、どこかでそういうものを作ってやれんかを見せていただいて、まさしく住民の方々にとっても何ら心配いらないよ。そしてこれは本当に1工場とほとんど同じような、何ら問題のないものですよということが実証できるならば、そういうことについても取り組んでいきたいなあというようなことを、お話が来たときにも申し上げております。

また、全国的にもそういうことをやっておるところがありませんので、そこを第1号に本巣市が手を挙げてという、そこまでの気持ちはありません。そんな全国に先駆けて第1号のことを本巣市がやるという気持ちは、私は今のところは持っておりません。やはり最終的には地域の皆さん方の安全・安心を確保する。そのためにはしっかりとした実証・実験の結果でもって、市民に安全・安心をしっかりと与えられるということが確認できなければ、そういうものにはなかなか踏み込めないというのが、やはり行政の長の責任でもありますので、個人的な認識だけでやるということとはなかなかいかないというふうに思っております。

と同時に、今現在、県のほうは鳥インフルもそうですし、牛の口蹄疫なんかもそうですけれども、集団化というのを避けるようにしてきておまして、1カ所にまとめますと、何かあったときに一気に全滅になるというようなこともございまして、今、県のほうの指導も、集団化というのはちょっと後ろ向きというんですか、勧めていない状況でございます。

今世間でいろいろ言われていますように鳥インフル、口蹄疫等々もちよこちよこ、世界、それから日本でも発生をいたしておりますけれども、そういったことの対応を考えますと、やはり分散型のほうが安全、そしてまた全滅につながらないということにもつながってくるんじゃないかというふうに思っております。いずれにいたしましても、そういう方法ですばらしいものができるというのがあれば、ぜひ今後の検討材料として研究していきたいというふうに思っております。

[3番議員挙手]

○議長（若原敏郎君）

鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

一番で名乗りを上げる勇気がないというふうに解釈をしておりますけれども、もう1つのとりよるによっては、市民の安心と安全が確保できればやってもいいよというふうに解釈もできます。

私も市会議員になって、同志の議員と一緒に日本で1番と言われる産業廃棄物の処理場を見てき

ました。また、すばらしい施設を持っている新潟市の処理場も見てきました。この新潟の一般廃棄物の処理場は魚沼産のお米の産地のど真ん中にあります。また、九州の北星産業においては、住民訴訟でも勝ったぐらい、今市民の方たちが思っている産業廃棄物等の処理がどのぐらい進んでいるかということを実感してもらえれば、安心・安全の部分はクリアできるのではないかと考えております。

また、畜産においてのにおい等の削減においても、すばらしく設備の整ったところにおいては、におい等の問題は解消しております。また、市長が言われる鳥インフルエンザ等のことについても、きちんとした設備、きちんとした環境の中であれば、そういう問題はクリアできるかと思っております。もう少し私も、市長さんも勉強をして、前向きにそのことが進めるようにしたいかと思っておりますけれども、私も国・県等に働きをかけ、また近隣の人たちにもお願いをして、過疎対策の一番としての大産業になる夢もありますので、前向きに検討してもらえれば幸いかと思っております。

これ以上、市長に答弁を求めてもだめなような気がしますけれども、一応答弁を求めます。

○議長（若原敏郎君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

何か最初に、最後で最後の質問の中で、私の答弁の結論を既に言っていましたので、あえて申し上げるまでもないと思うんですけれども、先ほどちょっとお話がありましたけど、産廃のほうの処分場のお話と、いわゆる養豚・養鶏の集団の補助というんですか、育成というんですか、そういったところと話が、ちょっとさっきごちゃ混ぜになっていた部分があるかと思うんですけれども、産業廃棄物の処分のところの話は、先ほど来申し上げているように全国的にも進んだ施設がどんどんできてきておりますよというお話も私も伺っておりますし、実際そういうものをテレビ等々でも見させていただいてすばらしい施設だなと。こういう施設なら、何も山の中につくらなくても都市部の中でもできる施設かなあと。先ほど米の一番いい農地のど真ん中にもそういうのがあるとか、市街地の中に産廃場があるとかというお話をしましたけれども、私もそういう施設であれば、何も山の中のほうに行かなくても、この都心の中でも十分対応可能な施設であるんじゃないかというようにことを思いまして、前回そういうお話をお聞きしたときにも、お答えをそのときにしているわけでございます。

また、豚とか牛、それから養鶏の集団化の話とは切り離してですけれども、こういうものは、先ほど申し上げましたように、やはり鳥インフル、口蹄疫等々の対応がある。そういうものをしっかりと対応しようとする、かなり莫大な経費がかかるだろうなというふうに思っております。そのときに、先ほど産業建設部長がお話し申し上げておりますように、農家がなかなかそういった負担に耐えられるだけの個々の経営の場合にできるかというものがございまして、またこれを市でこういうものを一回つくって、じゃあどうぞというのも、そこまで経費をかけるとなかなか難しいだろうというふうに思っております。

工業団地と同じようにつくったものは、基本的には補助金等々を除いた実際かかった金というのは全て分譲者にその価格で、その造成費を含めた、そして建設費を含めた上で分譲するという形になるかと思えます。そうしますとかなり高い単価になって、本当にやっていけるかどうかという心配もございます。やはり大きな企業体として先を見越してやれるのなら可能かもわかりませんが、個人経営の方々がやっていこうと思うと、今の補助制度、そしてこの仕組みの中ではかなり厳しいんじゃないだろうかというふうに思っております。いずれにいたしましても、その辺の産業廃棄物の処分の話、それからこういった畜産団地等の話は、今後の私の検討材料としていきたいというふうに思っております。

[3番議員挙手]

○議長（若原敏郎君）

鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

一般廃棄物と産業廃棄物の違いというのは名前が違っただけで、処理の方法については何ら問題はないというふうに解釈しております。たまたま産業廃棄物、一般廃棄物等も含めた話になりましたけれども、養鶏団地等をつくることにおいて、そこからつくって経費を安くするためには利益を上げなければいけない。そういうことも含めて、その中で利用できるものは利用したらどうだという思いから、羽島市で今問題となっている一般廃棄物の処理場を一緒にひっつけて考えたらおもしろいじゃないかなあという思いから発言をしたわけでございます。これは夢のある話、実現可能か否かは、また先のことの楽しみとしておきたいと思っております。

次にもう1つ、夢のある話をしたいかと思っております。

漁業組合の組合長とさせていただきます、これで2年が経過するわけなんでございますけれども、この河川の中が非常に汚れている。一般の方たちがキャンプをするのか、バーベキューをするのかよくわかりませんが、非常に汚れていると。そういう中において、管理者である国のほうから、中に入れないようにということで柵を設けたり、入れないようにする鉄のチェーンですか、ああいうものをやったりということで、私のところに結構相談が来ます。それをやられますと、漁業組合としては中に入ることができませんので、非常に難しいということで、いろいろと敢行はしておるわけなんですけれども、そういう中において、そういうものを払拭するためにも、何ができるかなあということになるわけなんです。

そこで、広い河川を市が借りれば、使用料はただで貸してくれるはずなんですけれども、そこを管理するために、サイクリングロードというものをつくってはいかがかなあという思いから質問するわけなんです。そういうことが可能か否か、お伺いをいたします。

○議長（若原敏郎君）

ただいま質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、ようやくこの前に来させていただきまして、お答えをさせていただきます。

お話にございました自転車のロードができるようなサイクリング場のお話でございますけれども、質問の要旨のところにもございますけれども、本当に近年では、健康とか環境へ関心の高まりというようなことで、自転車の人気というものが大変高まってきております。市内でも第一高校が競輪の国体でも大変活躍するチームもあるぐらい、自転車の競技というのが大変盛んな地域でもございます。特に自転車の販売なんかを見てみますと、いわゆるロードレースもできるようなスポーツタイプの販売台数というのも、統計を見てみますとどんどんふえてきております。

そういったことで、そういった方々が使える場所、走れる場所、そういったものが国内ではいろいろ不足しているというのが紛れもない事実だというふうに思っております。これは自転車の保有台数がふえていることを見ますと、そういうふう感じておるところでもございます。ただ、自転車のロードレースをやるとした場合には、ちょっと調べてみますと、走る距離が短いものと数キロ、長いものと約300キロぐらいもあるようなものがロードレースということでやっているようでございます。一般的には、いわゆる一般道路、河川敷とか云々じゃなくて、通常の車も走っている一般道路を利用することが多いようでございます。

そういった中で、根尾川の河川敷に簡単な構造のサイクリング場をつくってはどうかという御提案でございます。これも大変夢のある話とっては何ですけれども、夢というよりか、実現性がかなり高い話でもあろうかというふうに思っております。

ただ、それをやるに当たっていろいろ課題もございます。特に根尾川の場合ですと、いわゆる高水敷がなかなか全体に整備されておられません。長良川とか木曾川を見ていただくとわかりますように、長良川、木曾川あたりですと川の中の高水敷がかなり整備されておまして、そういう高水敷を使っているいろいろな食事ができる場所ですとか、テニスとかというようなこともできるようなグラウンドがあちこちにできております。

そういうようなことで、根尾川でやるとした場合にどこら辺までできるかというのがございます。特に直線がどれだけとれるかという問題もございますし、またその直線をつくるのに、先ほど議員のお話のように市でつくるということになる、市の中でやろうとすると、河川管理者の国交省の許可が要りますし、そしてまたその河川の堤防に与える影響がどうのこうのということもいろいろ言われながら、いろいろな条件を我々にぶつけられながら整備していかなくちゃならないというようなことで、大変これは難しいんじゃないだろうかと。また、その整備した後も自分らで管理しなくちゃならないとなりますと大変難しいという気をいたしております。

ただ、市以外のところでやっておりますのは、先ほど申し上げておりますように国交省、または県が木曾三川の管理のところでは、国交省が高水敷等を使っているいろいろと整備もしております。各務原のほうとか、一宮のほうでもそうですけれども、それから河川環境楽園もそうですけれども、ずうっと国等々の整備をいただいてやっていることを受けて、そういった自転車でも走れるようなコースをつくっているところがございます。

また、県の事例では、議員も御承知だと思いますけれども、長良川の忠節橋から河渡橋までの左

岸側堤防道路、これは約5キロございますけれども、これをとめまして土曜、日曜と祝日に限っては自動車は入れなくなって、いわゆる自転車歩行者専用道路というようなことで自転車でこの5キロを走れるサイクリング程度のものできるというような施設もつくられております。これはいずれも国交省の許可をいただいて県が管理をしているというようなことでございます。

それからまたもう1つの例は、今の長良川の海津市のところの平田町の道の駅クレールのすぐ近くでございます平田リバーサイドプラザ、このところに約2キロにわたって都市緑地公園というのを旧の平田町時代につくっておきまして、その中にはサッカー場ですとかバーベキューとか、そしてまた、今申し上げたような自転車も走れるようなコースの整備をされているような例もございます。

いずれにしても、長い根尾川でこの3つの例がございます。それをやろうとすると国でできるか、また県でやっていただくか、そしてまた地元でやるとするとどうだという、それぞれについて課題がありますけれども、一つ一つそれをチェックしながら考えていかなきゃならないなというふうに思っております。

一番、市としてやるとなると、先ほど来から申し上げておりますように経費の問題とかいろいろございます。一番可能性の高いのは、県・国等の支援をいただきながら、河川敷の中の、いわゆる本巢市が借りて使っておりますようなグラウンドですとか、ああいうようなところの中に、短いすけれどもそういったもののコースを整備するというようなことであれば、かなり実現性の高い話になるかと思えますし、先ほど来、お話のように3キロ、5キロ、10キロという長いものになりますと、根尾川には高水敷が整備されておきませんので、その整備は市でというのはなかなかできませんので、やはり国の力をいただいて高水敷を整備した後に使わせていただくというようなことを考えていかなきゃならないんじゃないかというふうに思っております。

以上、そんなような3つのそれぞれやり方がございまして、どれをとってもそれぞれ課題がございますけれども、夢というんですか、実現できない夢ではなくて、今までそういう例があるということから言えば、実現のできる夢でもあるんじゃないかというふうに思っております。

〔3番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

鏑本規之君。

残り時間あと3分となっておりますので、簡潔に質問してください。

○3番（鏑本規之君）

時間の催促をされましたので、急ぎ旅で質問をさせていただきます。

正直なことを言いまして、この根尾川においては十数年以上にわたって堆積物がある、また樹木が生えているということで伐採等もなかなかされませんでした。市長さん初め、また同士の議員の方たちが東京まで陳情に行っていたが、そのことが実現となっており、今非常に根尾川の工事が中でいっぱい行われております。

市長さんや議員の方たちがその気になれば国を動かし、また整備も可能かと思っております。今、

市長さんが言われますように、河川の中の整備等においても、市長さんが先頭に立って、国のほうに陳情に行っていただければ可能ではなかろうかと思っております。夢実現のためには、当然市長を初め市会議員の先生たち、また地域の人たちが汗を流すのは当たり前のことであります。実現可能であるとするなら、少しでも汗を流すように努力するのが、私たち議員の仕事でもあり、また市長さんの仕事でもあろうかと思っております。

実現可能か否かということをござっばらんに国のほうに聞いたところ、さほど難しいことではないということなんです。ですので、どうか前向きに物事が進められるように、市長さんにおかれましては考えていただき、またその中において、今、川の中に放置されているような、市民たちが入って荒らすというのか、ごみを置いていかれる。バーベキュー等をやられることに対して何らかの形で国が管理ができないから、私たちのほうにいろんな苦情が来るかと思っております。そういうことも含めて、何とかそれを阻止できるような方法がもしあるとするなら、市長のお考えをお伺いいたします。

○議長（若原敏郎君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

今、市の権限が届かないところでも河川管理者は国であり、また県でもございますので、直接市が管理するということはなかなか難しいんですけれども、ただ、環境の問題としてごみを捨てないというようなことで不法投棄とか、そういったものの指導というのは常日ごろからやっておりますし、また啓発等々もやらせていただいております。

と同時に、やはり基本的な問題として私はいつも思うんですが、きれいにしてあげれば物は捨てられないということが大前提だと思います。やはり汚くなっているところというのは、例えば草がぼうぼうと生えているとか、木が繁茂しているとか、そういうところは、誰としても人情としてごみを捨てに来た人がそこへぽっと捨てる。きれいな芝生が植えてあっても、見渡す限り本当にきれいなところというのは、誰もそう物を捨てていくという人はなかなかいないのと一緒で、常日ごろから河川の中をいろんな形で使いながらきれいにしてあげれば、今議員がおっしゃるような物を捨てていくというのがどんどん減っていく。全部なくなるということはなかなか難しいだろうと思っておりますけれども、こういったごみの不法投棄、捨てて置いていくというものが防げていくんじゃないだろうかと思っております。

これからも河川の環境の美化というようなものにしっかりと取り組むことによって、そうした川のきれいさと清潔さというものがこれからも保たれるし、また水のきれいさにもつながってくるといふふうに思っております。これからも環境河川美化活動というのをしっかりと啓発しながら、そして川を汚さないように、そして物を捨てないようにという啓発をしっかりと取り組んでいきたいというふうに思っております。

〔3番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

鏝本規之君。

○3番（鏝本規之君）

この岐阜県は清流の国ということで、清流というものをうたっております。本巣市においても地名となっておる根尾川、糸貫川を有しております。その地名にもなっておるような地域の宝である河川をきちんと整備をしていく。また、そこで市民の方たちが憩えるようにするのも、安心・安全をスローガンにしている市長の政策に何ら反することではないと思っております。ですので、どうか前向きな方法で川がきれいになるように、またごみ等がないような、そしてまた市民の方たちが心の癒やしとして憩えるような場所をつくっていただけるようお願いをして、一般質問を終わります。

○議長（若原敏郎君）

ここで暫時休憩をします。

11時ちょうどから再開したいと思いますので、席へお戻りください。

午前10時37分 休憩

---

午前11時00分 再開

○議長（若原敏郎君）

再開します。

続きますので、4番 黒田芳弘君の発言を許します。

○4番（黒田芳弘君）

皆さん、おはようございます。

議席番号が4番にかわりました黒田芳弘でございます。またここへ帰ってくることができ、この質問の機会がいただけたことに感謝を申し上げますとともに、その責任の重さも感じている次第でございます。

さて、さまざまな経過を踏まえて合併した我が本巣市も10周年を迎え、2月1日には県内各地より来賓を招き、盛大に記念式典が開催されました。オカリナですっかり有名になった根尾中学校も演奏の機会をいただき、2人の息子も大変喜んで家を出ていきました。帰ってから、きょうの式典はどうだったと聞いたところ、生徒たちは毎年のうすずみサマーコンサートはもちろん、一昨年の清流国体や、昨年のサラマンカホールでの記念演奏会などの大きな舞台を経験しているためか、実に冷静にステージからの様子を見ていたようで、意外な感想が返ってきました。

まず、オープニングのときには、皆さん真剣なまなざしで聞いていてくれたのですが、1時間ほどたった後の演奏会の時点では集中力が欠け、中には携帯やスマホをいじる人やあくびをする人の姿が見られ、とても演奏しにくかったようであります。また、何なの、あの異様な黒い高級車の集団はと、ずらりと並んだ来賓駐車場の光景を指し、育ち盛りの僕たちの中学生の昼食はたったおにぎり3個で、帰るまでおなががすいて大変だった。市長さんたちが乗る車は立派だけど、弁当は節約するんやねとずばり言われまして、どきっといたしました。



幸い我が本巢市の公用車はシルバーのワゴン車、しかもハイブリッド車でありますので、この点については少し安心をいたしました。この情報量の多い今の世代、中学生ともなるとこういった見方もしているということをお指摘させていただきながら、通告してあります4点、10項目について順次質問をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、まず1点目、合併10年の総括と今後の展望について質問いたします。

本年2月1日、2004年に3町1村の合併により誕生した本巢市は10周年を迎えました。地方分権改革を掲げ、政府主導で行われた平成の大合併は、自治体を広域化することによって行財政基盤が強化し、地方分権の推進に対応することなどを目的とし、合併特例債や地方交付税の優遇措置を設け、合併を促しました。

この平成の大合併が加速していった理由として、合併特例債によって行財政面での支援があったことや、三位一体改革によって地方交付税が削減されたことなどが上げられます。財源が少ない小規模の町村にとっては、地方交付税が大きな収入となっていたが、削減されたことにより合併に頼らなければならなくなった背景があり、国が目標とした1,000には届きませんでした。1992年に3,232あった市町村の数は、合併特例新法が期限切れとなった2010年3月には1,727へと半減をいたしました。

国が推し進めた平成の大合併からことし14年が経過。合併に伴う特例の期限切れが迫り、合併した自治体を悩ませております。さらに、合併によって膨れ上がった公共施設の老朽化問題も同時に襲いかかる自治体の現状がございます。

ここで、本市よりも2年前に5つの町が合併して誕生した人口5万3,000人の香川県さぬき市の事例を挙げますが、平成の大合併が始まった当初、自治体同士のエゴがぶつかり合い、合併協議が各地で難航するケースが相次ぐ中、順調に進み、成功事例として取り上げられたことであります。ところが、合併から11年が経過し、大きな転換点に立たされております。合併に伴う地方交付税算定の特例が期限切れを迎え、対策をとらなければ市の財政が火の車になると危機感を強めているのであります。

そもそも平成の大合併は、将来の人口減と少子・高齢化時代を見据え、合併によるスケールメリットを生かしてさまざまな経費を削減、行財政を効率化させることが狙いでありました。とはいえ、合併後、直ちにコスト削減を行うのは難しく、交付税を減額すると合併に消極的になるとの配慮もあって、国は交付税の合併算定がえという特例を設けておりました。

これは皆さん御承知のとおり、合併の翌年度から10年間は、合併した市町村がそのまま存続したと仮定して算定される交付税の合計額を保障、その後の5年間は割り増し分を段階的に縮減していくというもので、つまりその期間は交付税が割り増しされて交付されることとなります。

このさぬき市の場合、11年度決算ベースの割り増し額は約24億円、一般財源が約169億円なので、実に14.3%に当たることとなります。この特例が12年度で終了するため、今後は段階的に減額され、18年度には割り増し分ゼロとなります。交付税は自由に使える一般財源の柱で、それが大幅に減額されれば影響は大きいものがあります。本来であれば、それまでに適正な職員配置や公共施設の統

廃合などを断行して経費を削減し、合併効果を出すよう求められおります。ですが、施設の統廃合の着手がおくれ、手つかずの状態、期限切れ寸前になり、本腰を入れなければならない事態となっております。

こうした状況はこのさぬき市に限った話ではなく、合併特例の期限切れは、今後各地の合併自治体に次々にやってくることとなります。本市におきましても、市長が常々述べられております交付税の一本算定、この事態がすぐにやってくるのであります。

政府はこのような状況に対し、支所に要する経費の算定、人口密度等による需要の割り増し、団体の施設数を見直し、単位費用に反映するなどの案を示しておりますが、平成の大合併というものを原点に立ち返ってみますと、国は地方分権の推進、少子・高齢化の進展、広域的な行政需要の増大、行政改革の推進を背景に増大する一方の公的支出を抑え、自治体の財政力の強化、モータリゼーションの進展に伴う生活圏の広域化対応、政令指定都市や中核市へとなることによる権限移譲などを目的として、交付金を加算して推進をいたしました。

一方で、合併した自治体は、お金だけ余分にもらって本来の合併効果を押し進めなければ、ますます国も地方も疲弊してしまうこととなり、行財政基盤を強化し、地方分権を推進するといった合併本来の目的を達成することができません。

そこで、質問に入りますが、まず1点目、本市はことし合併10周年を迎えました。この創設期とも言うべき最初の4年を内藤前市長、そして後半の6年間を現藤原市長がリーダーとして担われましたが、藤原市長から見たこの10年の総括と、合併効果の検証についてお尋ねをいたします。

**○議長（若原敏郎君）**

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

**○市長（藤原 勉君）**

それでは、合併10年の総括と今後の展望につきましての、第1点目の合併10年の総括と合併効果の検証について、お答えを申し上げたいと思います。

また、先ほどは2月1日の合併記念のときのいろいろお話をお聞きいたしまして、大変ありがとうございます。子どもたちの見る目というのは、いろんな形があるのだなというふうに思っております。ただ、全般的には合併の記念式典のほう、皆さん方には喜んでいただける形での式典になったのではないだろうかというふうに思っております。改めて当日御出席いただきました皆さん方、そしてこの計画をし、そして実行していただきました関係者の皆さん方に感謝を申し上げたいと思います。

さて、平成16年2月1日に、本巢町、真正町、糸貫町及び根尾村の3町1村の合併により本巢市が誕生いたしまして10年が経過をいたしました。この10年を振り返りますと、先ほどちょっとお話がございましたように、4年間は内藤市長、そしてあと私は6年間やらせていただいておりますけれども、新しいまちづくりに向けまして、平成16年からは、新市本巢市の方向性と基礎を築くために新市建設計画というものを策定いたしましてまちづくりに着手をいたし、そして平成18年度からは、

新市建設計画の理念を引き継ぐとともに、合併後の諸課題、また新たな市民ニーズに対応するために本巢市の第1次の総合計画、10年の計画でございますけれども、これを策定いたしまして、そしてこれに基づきまして、この10年、新市建設計画、そして第1次総合計画、この2つの計画に基づきまして、市政のほうを進めてきたところでもございます。

具体的に事業等々をやってきたことを申し上げますと、企業誘致とか観光施設整備ということによります地域産業の振興というのを初めといたしまして、中学生までの医療費の無料化ですとか、留守家庭教室の設置というようなことでの子育て支援、また障害者就労支援センターの整備とか、地域福祉協力員の設置というようなことを通じました高齢者・障害者支援というようなこともやってまいりました。また、防災行政無線の整備ですとか耐震診断、耐震化工事の助成というようなことでの防災対策、また西部連絡道路ですとか高速情報通信網整備ということでの生活環境基盤の整備というのもやってまいりました。また、子どもたちのための全小・中学校の耐震化というようなこともやらせていただきまして、教育環境の整備というのも取り組んできたところでございます。

こうした産業振興、防災対策、教育環境の整備、またこうした子育て支援ということの充実強化を進めてきたことによりまして、市民が元気で笑顔があふれ、安全で安心して暮らせるまちづくりに取り組んできたところでもございます。

合併の記念式典のときにも少しお話もさせていただきましたけれども、こうした取り組みによりまして、全国の都市の中でも、この本巢市は住みよいまちであるというような評価もいただけるようなまちになったと思っております。また、この10年、市の定住人口も微増ではございますけれども増加いたしておりまして、市民の皆様を初め、関係各位の御尽力、御協力で一步一步着実にまちづくりが進展してきておるということに改めて感謝を申し上げたいというふうに思います。

このようにまちづくりが進んでおります一方、この10年、市北部地域での人口減少、過疎化というのが一層進んできておりまして、人口が増加をいたしております南部地域との間の南北格差というのが新たな課題になっております。合併のときの目指した方向というのは、4つの町村のそれぞれの地域が活力ある地域というものをつくっていかうということで合併をスタートさせたわけですが、このように南部と北部というように効果に差が出ている、今こういう状況になってきておるということでございます。

このように10年間、いろいろ皆さん方の御支援、御協力をいただきながら進めてきた結果、まちづくりというのは、合併によって一步一步進んでいるというふうに思いますけれども、新たな課題も出てきているというような現状もあるということでございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

ただいま市長にこの10年を振り返っていただきましたが、その検証を踏まえた今後の市政運営について、お尋ねをいたします。

○議長（若原敏郎君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

10年間の私なりの感想と、そしてまたやってきたことの御説明をさせていただきました。

先ほど申し上げましたように、合併10年、市民の皆様を初め、関係各位の御尽力、御協力をいただいて取り組んだ結果、一步一步着実にまちづくりが進んできておるといふことで、合併によって地域の活性化を目指した取り組みというのが、少しずつではありますけれども、実を結びつつあるんじゃないかというふうに思っております。

しかし、これから次の10年をどうやっていくかということでもございます。これも所信表明等々でもお話し申し上げておりますように、これから少子・高齢化がどんどん進んでまいります。次の10年は今までの10年とは格段に少子・高齢化が進んでまいります。この本巢市も今までこの10年、人口増ということもございましたけれども、これから次の10年は、間違いなく人口減少に向かっていくんじゃないだろうかというふうに思っております。これは日本全体、そして岐阜県も人口がどんどん減ってまいりますので、最終的には日本の人口も3分の2になるという、今1億2,000万が8,000万台になるということも想定されておるわけでございますので、そういった中で、この本巢市も同じような状況が、これからどんどん進んでくるだろうというふうに思っております。

そうした中で、これからも住みよいまちにしていくためには、この本巢市の特性でもございます、人口が減っていった中でも、やはり助け合いとか人のぬくもり、こういうものをしっかりとこれからも維持しながら、そういうものをベースにしながら、本巢市が持っております自然、また文化、そして産業、こういったものをしっかりと生かした地域づくりをさらに進めていかなきゃならないというふうに思っております。先ほど10年のところでの事業を申しましたように、これからもこういうことをしっかりと取り組みながら、次の10年に向かっていきたいというふうに思っております。

と同時に、新たな環境整備ということで、東海環状の西回りルートが今進みつつございます。いよいよこの本巢市も、新年度には建設工事の着手が予定されておまして、こういった高速道路自動車網もうまく活用したまちづくり、これはしかも市内全域に波及効果ができるようなまちづくりというのをしていかなければならない。こういうことをやることによって、次の10年も元気で、そしてまた皆さん方が安心して住めるまちになっていくことを目指していきたいというふうに思っております。

と同時に、新たな課題として、先ほどお話し申し上げましたけれども、南北格差の問題というのがございまして、この問題をしっかりと取り組んでいかなきゃならないというふうに思っております。過疎対策の充実強化ということを図ることによりまして、合併の目的でもございました市内全域での活力のある地域づくりというのを、いま一度しっかりと点検して取り組んでいかなければならない。これが10年間の市政の結果の次へ向かう課題ということで考えておまして、今後も取り組んでいかなきゃならないというふうに思っております。

こうした今現在進めているもの、そしてまた新たに上がった課題というものをしっかりと取り組ん

でいくと。そのために新年度、策定に着手いたします本巢市第2次総合計画、この中に今の問題等々もしっかりと入れ込んで方針、そしてまた施策等も出しながら、次の10年もさらに元気で笑顔あふれるまちに、その他実現に向けて進めていきたいというふうに思っておりますし、引き続きこれからも市民の皆さん方の意見をよく聞きながら、そしてまたお話ししながら、そしてまた現場もしっかり確認しながら市政運営に取り組んでいきたい。そうすることによって、また次の10年も厳しい10年でございますけれども、まだまだ活力を維持しながら、また次の10年に向けて、夢と希望を持ったまちづくりが進んでいけるんじゃないだろうかというふうに思っております。

[4番議員挙手]

○議長（若原敏郎君）

黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

ただいま市長から合併10年と今後の市政運営についての総括としてお聞きをいたしました。感想だけ申し上げますが、私から見まして、この合併というものを捉えた場合、まだまだ合併効果の発揮とは十分言えない状況にあるのではないと思います。

今回、この10周年を機に、私が議員になる前の合併当初はどんな議論が展開されていたのか探っていたところ、平成16年6月議会において、まだ現在も頑張っておられます中村議員より、こんな一般質問がされております。

旧町村意識を取り除き、合併本来の目的を達成するために分庁舎方式の再検討や、教育施設、診療所の統廃合など5点について市長の考えを尋ねておりました。この答弁では、まずは財政計画をしっかりと立て、公共施設の統廃合も考えていかなければならないとしておりました。

私から見まして、この合併後、目に見える形としては、議員が49人から18人になったこと、職員が六十数名削減されたことや南部の給食センターが統合されたことなどが上げられますが、依然、この旧4地域があらゆる形で区分されて行政がなされております。この住民組織の源である自治会長会についても、旧4地域がそれぞれ残った形で続いていますし、小・中学校や幼稚園も旧地域の線引きがされたまま進められております。また、市のイベントにつきましても、一部集約したのもございますが、それ以外は旧町村で行われていたものがいまだに引き継がれている現状があります。

本当に何のために合併をしたのか、それは決して国から余分にお金をもらうためだけではありません。ハード面はもとより、ソフト面においてもそれを推進し、本来の合併効果を発揮していただきたいと願い、次に移ります。

11年目の新たなスタートを切ることになりました。この新年度予算編成についての特徴や重点施策についてお尋ねをいたします。

○議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、3点目の新年度予算編成の特徴についてというお尋ねでございます。

所信表明でも詳しく述べさせていただきましたので、重複をいたしておりますので、ちょっと簡単な部分でお答えをさせていただきたいというふうに思っております。

新年度予算につきましても、いわゆる次の10年のスタートの年であるというようなことで、この年をしっかりと盛り上げていこうというようなことで、合併記念のいろいろな事業を新年度も計画をさせていただいております。1年間を通して、次の10年に向かってみんなで市民意識を高めていこうというようなことで計画をさせていただいております。

今回、新たな取り組みということでは、市民の皆さん方にそれぞれ合併10周年を祝うというようなことで12の市民提案の事業、そして皆さん方がやりたいことということを提案していただきまして、文化、スポーツ関係、もろもろの事業がございますけれども、新たに取り組んでいくというようなことを通じて、スタートの年に、次の10年に向かっていこうというようなことも計画をさせていただきました。そういった中で、大きく申し上げますと、3つの基本方針と重点的に取り組みます6つの基本政策、これに基づきまして、新年度も市の課題に取り組んでいきたいということでもございます。

そうした中で、特に新年度に力を入れておりますのは、市民の安全・安心のための防災対策ということ。それから、国のほうも一生懸命やっておりますけれども、地域にも景気の回復というものを実感しなきゃいけないというようなことで、地域活性化のための景気雇用対策ということにも取り組ませていただいております。また、将来を担う子どもたち、これからも次の10年もそうですけれども、やはりいい子ども、いい大人になっていただくというようなこともあって、教育・子育て支援を充実強化するために、保育園ですとか小・中学校の整備というようなことも引き続きやるということで、こういった3つの大きく重点的に取り組むような仕事を重点にしながら、予算の編成に務めたところでございます。

それと同時に、こうした大きな枠とはまた別に、これは3年前にもそういう取り組みをさせていただきましたけれども、また3年ぶりにもっときめ細やかにもうちょっと政策を点検していこうというようなことで、10項目の施策の点検をやらせていただきました。

重複しますけれども、景気雇用対策ですとか子育て支援、また教育環境の整備、それから危機管理、高齢者対策、観光対策、環境対策、協働の推進ですとか過疎対策、また企業活動支援というような10項目の施策を総合的に見直しまして、それぞれ新たに点検、見直しということをやって、新たな政策、拡充強化の予算を今予算でも計上させていただきまして、よりきめ細やかな予算編成に努めたところでもございます。

今年度も大変新規事業等々も多く、金額的に小さいものもございますけれども、至るところに気配りをしながら、きめ細やかな予算編成というものに努めたところでございます。こうしたことによって、少しずつ効果を生んで、またいいまちづくりができる、そのスタートの年の予算になるように、私どももしっかりと取り組んでいきたいと思っておりますし、また執行していきたいというふうに

思っております。

〔4番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

2点目、旧長嶺小学校の有効活用について質問いたします。

旧長嶺小学校につきましては、廃校後、生涯学習施設ながみねとして研修生の長期利用や子ども会、スポーツ少年団といった団体の利用で、夏休み中はいつもキャンプファイヤーではしゃぐ声が聞こえるなどにぎわいを見せ、地域活性に一定の役割を果たしておりました。

その後、施設の老朽化に伴う安全性の問題で閉鎖をされてしまい、使われない現状が続くことで、だんだんと寂れてゆく姿を見て、地域住民より何かいい活用方法はないものかといった声上がり、平成22年12月議会で全国の廃校活用の事例を紹介しながら、有効活用をとった趣旨でこの問題を取り上げました。

答弁では、教育財産としての利活用は厳しいが、幅広い活用方法を探るとしておりました。ところが、次の3月議会において、取り壊しの予算を計上したことから、私は答弁との整合性がないこの進め方に対して再度質問し、地域住民の意見を聞き、再検討することとなり、現在に至っているところではありますが、早いものでもう3年が過ぎました。

この間には、岐阜高専の学生に利活用を考えてもらい、コンペを実施したり、また昨年には地域住民が百数十名集まり、校庭の草引きを行い、その後、体育館でおにぎりを食べながら意見交換会を実施し、私も三十何年かぶりのこの体育館で、当時の思い出を浮かべながら皆さんの意見を聞いていたところでございます。

そこで、今回、鉄筋校舎の南舎を取り壊す予算計上がされておりますが、三たびその活用方法について質問をいたします。

まず1点目でございますが、2度の質問の後、地域の人たちに検討をしていただくという趣旨でまちづくり協議会が設けられ協議がされてきたようではありますが、現在の検討経過についてお尋ねをいたします。

○議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 石川博紀君。

○企画部長（石川博紀君）

それでは、まちづくり協議会での検討経過につきましてお答えいたします。

旧長嶺小学校校舎の活用につきましては、平成24年12月に旧長嶺小校下まちづくり協議会が組織されまして、その後、旧長嶺小校下の皆さんによります運動場の清掃活動、先ほど黒田議員さんのほうからも御説明がございましたけれども、運動場を清掃するといった活動を行ってきました。

また、サメの歯の化石を活用した体験教室といったものの利用などにつきましても検討されてき

たところでございますけれども、役員会におきまして、さまざまな意見が出されまして、いろいろと検討されてきたところでございますけれども、管理運営の方法、また集客方法などの課題がございまして、活用方法が決まらないという状況でございました。

しかしながら、ことしになりまして、北側の木造校舎を活用して陶芸や彫刻といった地域の皆様によります体験教室、また地域住民の方が集ってお茶を飲んだりできるようなコミュニティーサロン等の検討がされているところでございます。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

次に移ります。

今回、この取り壊しの予算が計上されておりますが、その目的や、それに伴う今後の活用方針についてお尋ねをいたします。

○議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 石川博紀君。

○企画部長（石川博紀君）

それでは、今回の南校舎取り壊しの目的と、それに伴う活用方針ということでお答えをさせていただきます。

まず、旧長嶺小校下の南側の鉄筋コンクリート造の校舎及び体育館につきましては、まちづくり協議会におきましても活用方法が検討されていないということや、また市といたしましても、活用計画がございません。維持管理が困難であること、また隣接する根尾川の景観上も余り好ましくないということなどから、まちづくり協議会役員や校下自治会におきましても御理解をいただいているということから、新年度に解体する予算を教育費に計上させていただいております。

また、活用方針につきましては、現在、まちづくり協議会で検討されております内容を踏まえまして、試行的に体験教室を開催していただくというほか、地域の方が集うことによりまして、さまざまなアイデア、意見が出てくるのではないかとことを考えまして、北側の木造校舎を使用できるように、新年度に電気、水道、浄化槽の点検のための委託料などの予算を企画費に計上させていただいたというところでございます。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

今説明をいただきましたが、本当にそんなことができるのであれば、もうちょっと早くしていただきたかったという面はございますが、この地域住民を交えた本格的な検討に入ってからもう2年



半ぐらいたっているわけで、こう言っている間にも校舎は傷み、地域の皆さんもどんどん年をとっていきます。有効な利活用で早期に地域活性化につながるよう、行政の強力なリーダーシップを発揮していただきたいと願い、この質問は終わります。

次、留守家庭教室の拡大について質問いたします。

私もつい数年前まで小学生の親という立場でありましたが、正直に申し上げ、この学童保育といったものについて余り身近な存在ではなく、知識に乏しい面がございましたので、今回改めて調べてみました。

この背景には、戦前より共働き家庭やひとり親家庭の自主的な保育活動として始まったとされ、戦後の高度経済成長期における女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加と核家族化の進行により、いわゆる鍵っ子が増加したことから、学校外における児童の受け皿としての需要が高まり、社会福祉事業として法制化されました。また、少子化対策として成立した次世代育成支援推進法により、子育て支援事業の一つに位置づけられております。

これにつきましては、さきの議会におきまして、船渡、鶯飼の両議員から、6年生までの延長など、拡充についての質問がありましたが、首都圏では職員が少ない、内容が単調、夏休み期間の対応、希望者増で入れないなど、待機児童問題と並んで深刻化しているのが、この小学生の放課後問題であるそうであります。

こういった問題解決に先進的なモデルとして、全国から視察が殺到している子どもが多いまちとして知られる江戸川区のすくすくスクールがあります。学童保育では小学校3年生までが対象でしたが、ここでは年齢や人数の制限がなく、希望すれば誰でも入ることができ、この方式は全国で初めてのことだそうです。これにより、江戸川区は3万6,000人の小学生がいますが、その7割、実に2万4,000人がこのスクールに登録をしております。

こういった先進事例に見るように、子育てに対して費用がかかり、共働きが当たり前となっている現代社会において、放課後の児童保育は少子化対策にとっても重要な施策と言えます。市内で設置されている施設の利用状況は10年間で約3倍の300人、真桑教室では待機児童が発生しているというようなことであり、本市においても子育て支援策として重要な役割を担っている事業と認識をしております。しかしながら、従来から根尾地域の児童に対してはこういった施設はなく、私も委員として参加している教育活性化検討会議でも、働く親はどこも一緒と、保護者からの要望も高まっております。

そこで質問に入りますが、今回は、なぜ今まで設置しなかったのかとか、南部との格差ではないのかといったことは一切申し上げるつもりはございません。市域で唯一設置されていない根尾小学校での留守家庭教室の設置を願うものでございます。市長の見解をお伺いしたいと思っております。

○議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、留守家庭教室の拡大ということで、根尾小学校での実施についてのお尋ねでございますので、お答えを申し上げます。

本巢市の留守家庭教室は、現在、本巢小学校で1教室、糸貫地域におきましては、席田、一色、土貴野の各小学校で一つずつの3教室、真正地域につきましては、真桑と弾正小学校の2つの教室、計6教室で小学校の空き教室、また学校の敷地内に建設をいたしました留守家庭教室棟で実施いたしております。

年々要望もふえてまいりまして、特に先ほど議員のお話のように、共稼ぎの家庭も多くなってまいります。また家で子どもを見る人がいないといった家庭もふえてきておりまして、需要が大変多くなってきております。そういったことから、新年度も真桑小学校と席田小学校につきましては、少し施設のほうを改修させていただいて、留守家庭の希望者を受けられるように、現在予算にも計上させていただきまして、取り組んでいきたいと思っております。

また、拡大等々の要望もいろいろ聞いております。また4年生、5年生、6年生というところまで拡大にすることにつきましても、今後の子育て支援の計画の中で早急に取り組んでいきたいというふうに思っております。ただ、6年生まで拡大となりますと、今学校の敷地内でできるかどうかということ、いろんなもろもろのハード面での対応等も含めて検討していかなければならないし、また今、先ほど江戸川区のお話にもありましたように、いろんな方の御支援、御協力をいただいてやるやり方というのでも検討の中に入れていかないと、単調に、今あるシステムの中だけでのやり方というの、限界というんですか、そういうことも来るんじゃないかなという思いもいたしております。地域全体で取り組めるようなことも、今後子育て支援のそういった中で検討していかなきゃならないんじゃないかなという思いもいたしております。

さて、根尾地域での留守家庭教室につきましては、先ほど黒田議員のほうから、何でどうやったとか、そういうことは言わないということで、現状を踏まえた中で申し上げますと、根尾地域での実際、具体的に留守家庭の要望ということは今まで把握をしておりませんので、今回、根尾地域での留守家庭教室につきまして、その利用の意向というのを把握したいということで、ことし1月に根尾小学校へ通う26名の保護者の方のアンケートをとらせていただきました。

その結果、現在本巢市がやっておりますのは1年生から3年生まででございますので、1年生から3年生までの親さんで6名程度、利用希望もございました。6年生までさかのぼりますと10名ほどの親さんから利用したいという希望もございました。そういったことから、教育委員会、また小学校とも連携を図りつつ、平成27年度以降の整備に向けまして検討していきたいというふうに思っております。こうすることによりまして、本巢市の全ての地域で留守家庭教室の実施ができるということでございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

[4番議員挙手]

○議長（若原敏郎君）

黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

最後の4点目に移ります。

この精華保育園閉園に伴う対応ということですが、半世紀以上にわたって根尾地域の保育を担ってきた精華保育園は、経営面や職員の高齢化など、運営上の問題で数年前よりその継続について検討されてきたようでありましたが、平成26年度末をもって、いよいよ閉園という選択をされたようであります。

これを受けて、市は、根尾地域の保育事業ができなくなる状況を回避するため、昨年12月議会において、精華からの施設の無償譲渡を辞退し、根尾小学校の空き教室を利用する改修工事を実施して小学校内に併設し、私立の幼稚園として平成27年より開園するといった方針が報告されました。精華保育園施設を市が引き受け、市営として運営されるものと勝手に思い込んでいた私は、小学校に併設するといった大胆な発想に驚きましたが、保護者や地域がそれを望み、このことが愛してやまない子どもたちの教育に本当にふさわしい方法であるならと状況を見守っておりました。1月末より保護者会などでこの方針の説明会が実施されたようであり、これを受け、保育園、小学校の保護者より私のところへ抗議や強い反対の声が届けられました。

私の立場といたしましては、市から報告されたこの方針をそのまま伝え、保護者からの声を聞くだけにとどめましたが、中には今まで一度も話したこともない方からの電話もあるなど、相当な反応がありました。どういうわけか私のところへは届かず、別の人からいただいたんですが、問題提起とした印刷物が関係者に配付をされたようであります。

これを見ると、小学校併設に伴う運営上の問題として、園児の見届けやフェンスなど安全性の問題、園児用のプールや遊具、教室の改修などを心配する費用の問題、併設に伴う小学校側の問題点として、スペース縮小による施設環境悪化の問題、小学生と園児による生活リズムの違いによる学習教育への支障、そして併設施設という教育環境への不安から地域から若い世代が危惧し、さらに過疎が進行する心配など、私も感心させられたほどよく熟知された内容でありました。

その後も頻繁に連絡があり、相談を受けましたが、要望や意見を総意として集約してこのことを伝え、今日に至っております。

それでは、集約された保護者の意見をもとに質問に入りたいと思います。

まず1点目でございますが、これまでの一連の経緯についてお尋ねをいたします。

**○議長（若原敏郎君）**

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 林正男君。

**○健康福祉部長（林 正男君）**

それでは、御質問の精華保育園閉園に伴うこれまでの経緯についてでございますが、昨年の8月21日に社会福祉法人精華福祉会理事長名により、園児数の減少、そして園長及び職員の高齢化などを理由に、平成26年度末をもって閉園をするという申し出がなされ、10月21日には、市長にも直接面談をされまして閉園の意向を伝えられました。

これにより市といたしまして、今後の根尾地域の保育の実施について検討をするに至りまして、

その検討結果の報告といたしまして、平成25年12月13日文教福祉委員会、12月19日議会全員協議会にて、報告案件として、根尾地域の保育については、根尾小学校の一部教室を保育室に改修し、新たに幼・小一体とした保育を実施する。また、そのため精華保育園の譲渡は受けないとの基本方針について、御報告を申し上げた後、ことしに入りまして1月9日、精華福祉会理事長へ市の基本方針を伝え、1月31日、根尾小のPTA理事会、2月4日、根尾地域教育活性化検討委員会、2月16日、保護者説明会、そして2月18日、根尾地域の自治会長会の計4回にわたって市の基本方針を説明いたしました。

その結果、小学校の教室を改修して幼稚園と小学校を併設した保育の実施につきましては、施設が小学生用にできており、園庭となるグラウンドや、遊戯室となる体育館等の共用にはさまざまな不安があるなどの意見が多く出されたものであります。こういった経緯もあり、市といたしましては、現在設置場所についての検討をしているところでございます。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

次に移ります。

精華保育園は閉園を決断すると同時に、今まで長きにわたりこの地域の保育を担ってきた責任も感じているようでありまして、根尾地域での保育事業が継続できるようにと施設の無償譲渡を市に申し出されたようでありますが、これを辞退し、根尾小へ併設という方針を示しました。この理由についてお尋ねをいたします。

○議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 林正男君。

○健康福祉部長（林 正男君）

それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

精華保育園の無償譲渡辞退及び小学校の併設を方針といたしました理由でございます。

現施設は昭和57年建設で、閉園される26年度末には築33年となり、建物が古く、近い将来、取り壊し及び建てかえによる建設費用がかさむことなどが想定されるわけでございます。市といたしましては、児童・生徒も減少している現状から、別々の場所での実施は非常に効率が悪いとの考えに至ったわけでございます。

また、保護者の方の利便性や、園児の幼稚園から小学校への連携を保った円滑な就学などを考慮しまして、幼稚園・小学校を併設した場所で一体化した保育の実施をすべく、関係機関（教育委員会）とも協議をいたしまして、小学校への併設を基本方針としたものでございます。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

次に移ります。

12月議会においてでの説明では、保育園と小学校の連携教育を推進することも方針の一つとされておりまして。そこで、この保小連携教育について少し調べてみましたので、資料を見ていただきながら御報告をさせていただきます。

この資料1にあるよう、幼保小の連携が目指すものとして、この狙いについては、小学校入学に際して、学習や生活を円滑に行えるよう、滑らかで確実な接続を図る。教員同士が教育内容や指導法の違いを超えて、幼保小の一貫した教育を目指す。また、このあり方については、まず異年齢交流からということで、一番効果があるのは小学校生活を体験することができる機会をつくる。効果を上げるには生活科や総合的な学習の時間などに位置づけして、狙いと指導計画を明確にした取り組みが必要である。また、異年齢交流から教員連携ということで、教員の指導法や対応の仕方に段差を感じるならば、その効果は半減される。異年齢交流を入りに、総合的な滑らかな接続を出口として、幼保小連携を推進することが大切であると言えよう。これは、私が以前質問いたしました幼保から小学校への段差、いわゆる小1プロブレムの解消が目的であります。

次に、その内容であります。資料2にあるよう、今回の対象である幼保小学校間では、栽培活動や遊びなどの交流活動、また幼保小・中学校間では、一体連携による運動会の実施や地域特性を生かしたふるさと活動などが上げられます。また、そのためには、教員の交流の取り組みの必要性も上げられております。

次に、資料3にあるよう、モデル的取り組みとして紹介されております大阪府門真市の取り組みでは、1つの私立幼稚園と複数の小学校の施設間での連携を行っております。

その具体的な内容としては、6月に小学校児童活動への招待を受けて、年長児がゲームに参加する。11月には、小学校の作品展を見学して教室を案内してもらう。1月には、今度は幼稚園の餅つき大会に5年生を招き、季節に合った遊びを楽しむ。2月には、園児が小学校見学に行き、授業を参観し、施設内を案内することなどを上げております。そして連携教育の課題の一つとして、保護者や地域の方々に幅広く理解を求めていくことが重要であるとしております。

それでは、根尾地域では何も連携教育はされていないのか。決してそうではありません。資料の4を見ていただきますと、これは根尾地域全体の連携活動であります。保育園だけとってみても、毎年小学4年生が保育園を訪問し福祉活動を行っており、中3も保育実習を行います。その他、今や小学校の伝統行事ともなっております3世代交流会でも、子ども全体での交流活動事業を続けておりますし、2年前からは岐大生を招いてのオータムコンサートも実施しており、私がPTA会長時から始まった保小合同運動会も、今年度からは保小中に拡大して実施いたします。

このように、私たち根尾地域は少人数ゆえの利便性を生かしながら、ずうっと以前から事例以上の連携教育、活動を行っており、むしろこちらを先進事例として紹介してほしいほどの内容と、私

は自信を持っております。

そこで、3つ目の質問に入りますが、今回、精華保育園の閉園に伴う対応の一つとして、施設そのものを小学校に併設し進めるとしている連携教育の意義や目的について、教育者としての立場から教育長に伺いたいと思います。

**○議長（若原敏郎君）**

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長 白木裕治君。

**○教育長（白木裕治君）**

それでは、連携教育を行った際の意義、目的について、お答えをさせていただこうと思います。

今、議員、資料のほうでお話をいただきましたように、私どももそういうことを考えておるわけでございます。また根尾地域の場合、これまでも運動会等、小学校と一緒にいたり、そのほかにおいても交流活動等、地域活性化委員会でも学校のほうから申し上げておりますとおり、交流活動に力を入れてきておるところでございます。

しかしながら、もう一度意義・目的ということで確認をさせていただくわけですが、私ども、まず子どもの側から見た意義ということでございますけれど、先ほどもお話がございましたけれど、近年、園における遊び中心の学びから小学校における座学中心の学び、こういう切りかえのときに、多くの子どもたちが不適應を起こす。こういうような例が増加してきているわけですが、私ども、連携教育を行った際には園と小学校、すぐ隣にあるというメリットを生かしまして、園の段階から小学生の学習の様子に触れる機会を多くつくることを通しまして、小学校に上がったときの学習の心構えを園児が持てるようにするなど、園教育と小学校教育のスムーズな移行が期待されるところでございます。

また、逆に、小学生にとりましても、園児に対しまして、上級生としての手本を示す機会を積むごとに自立性、そして今問題になっております社会性、こういうものが育まれていくことが期待できるところでございます。

次に、指導者、教師側から見た意義についてでございますけれども、これも先ほど議員のお話にございましたように、小学校の教師が園に在籍する子どもたちの様子を直接観察でき、職員同士の情報交流がしやすくなることから、小学校への受け入れ前から、一人一人の子どもをよく理解できるようになりますし、このことによりまして、小学校のスタートから子ども一人一人の特性に応じた、見通しのある指導や援助がしやすくなるというメリットがあると考えております。

また、目的といたしましては、今申し上げました意義を生かしまして、園と小学校との交流活動、連携教育を日常的に行うことを通しまして、互いに助け合い、相手を思いやる心を育てる情操豊かな教育の実現を目指すことができる、そういうことを考えております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

**○議長（若原敏郎君）**

黒田芳弘君。

#### ○4番（黒田芳弘君）

答弁は結構ですので、私の考えだけ申し述べます。

今回の併設して行うという目的につきましては、より近くで日常的に交わるということで、より一層の効果をというような答弁であったと思いますが、実は今回、このところが一番の問題点でございまして、私が申し上げたいのは、この幼保園児が小学校へ、あるいは小学生が中学生へ進む段階においては、その段差を解消する連携教育というものは確かに必要であります。ですが、今回の市の方針に上げた施設を併設して行うという連携教育方法について、私としては3つの疑問がございます。

1つ目は、先ほど御紹介したよう、根尾地域では以前よりもこういったことに積極的に取り組み、現在も、ほかに広く紹介していただきたいほどの連携教育ができていているという現状がございます。

2つ目は、今回の方針の中には、少人数だからまとめてというところがあったと私なりに勝手に推測をいたしますが、取り組まれている事例を見ると、高知県の野市小では児童数が603名、連携する幼稚園117名、保育園201名というように、県内でも最大規模の施設同士の取り組みであります。また、あの大津市では、市全体の取り組みとして、55交流といって5歳児と小学5年生が交流する市を上げての大規模な交流も工夫して行っております。このように連携教育には、施設の規模というものは全く関係ないということでもあります。

そして3つ目は、連携教育とは、先進事例を見ても近隣にあることで活動の利便性の多少は違いますが、決してそれは施設そのものを統合して行うものではなく、連携教育の推進と施設統合は全く別の問題であるということでもあります。このことをしっかりとお伝えし、最後の質問に入りたいと思います。

精華保育園については、数年前より閉園が取り沙汰され、検討されてきたようでありますが、私もこれを心配し、推移を見守っていましたが、今回閉園という道を決断されました。これを受け、市は現在の方針を打ち出され、報告がされました。これにつきましては、根尾地域での保育の継続に当たり、市長の立場としては、将来にわたる費用面での苦慮も当然あったことと推察いたしますし、何よりも十分な時間がない中で進めなければならない背景があり、難しい問題であることは十分認識をしております。

市長は、この定例会冒頭での所信表明においても市政の推進に当たり、その基本姿勢として引き続き市民の皆様の声をよく聞き、対話重視、現場主義、市民目線を市政運営の基本姿勢として上げられておりました。そして市長におかれましては、これまでにも複式学級への対応を初め、「今立と海」修学旅行や卒業アルバム、高校への通学等、この過疎地域の少人数や遠隔地ゆえ生じるさまざまな問題に対し、この地域で希望を持って生きる子育て世代のまさに市民の声を聞き、この格差を是正し、過疎地域で子育てに頑張る若い人たちが元気で笑顔あふれるようにと応援をしていただきました。

今回の精華保育園閉園という現実から、これからもこの地域で頑張って生きていく、この人たちがいろいろ考え、園児と児童の教育環境の望ましい形について集約した結論は、さまざまな支障が

予測される小学校との併設はやめてほしいというところにたどり着きました。私には市民の声、地域の声を聞き、それを正しく伝える責任がございます。また、コンビニも本屋もない便利の悪いこの根尾という田舎に嫁いでくれた、移り住んでくれたこの若い人たちの願いをかなえてあげたい。そして、私も市長と同じように、この人たちの元気で笑顔あふれる姿を見続けたいと願っております。どうかこの人たちの希望がかなうよう、市長の答弁をお願いします。

○議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、精華保育園の閉園に伴います対応につきまして、保護者とか地域の要望を踏まえた方針の見直しということでのお尋ねでございますので、お答えを申し上げたいと思います。

根尾地域の幼児園の設置場所につきましては、なぜこういうことをやったかというようなことを含めて、健康福祉部長、そしてメリット等につきましては、教育長のほうから今御答弁を申し上げました。

そういう状況でもございまして、その中で、部長からもるるお話を申し上げましたように、根尾地域で説明会を4回にわたって開催させていただきました。それぞれの報告もいただいております。中には小学校への併設に対して、いいんじゃないかという賛成の御意見もございますけれども、保護者を中心にして安全面、先ほど議員もちょっと言われましたように、小学校と保育園児が一緒というのは、発達段階が違う者が一緒になっておる中でのグラウンドですとか、プールとか、もろもろの施設も、そういう対応ができていないんじゃないかというようなことで、安全面などに対する不安の声もあるということも報告の中でお聞きもいたしております。

そういったことから、いろいろ御意見もありますし、先ほど黒田議員から、まさしく私の市政運営への基本的な姿勢の御指摘もいただきました。まさしくそのとおりでもございます。こういった市民の皆さん方のいろんな御意見があるということでございますので、いま一度、そういった皆様からの御意見をお聞きしながら、ほかの公共施設の利用もあわせて、そして早急に検討を進めていきたいというふうに思っております。

と申しますのは、先ほど来、お話ししましたように、27年4月にはスタートしなければなりません。そういったことから時間があつてないようなものでございまして、早急に結論を出さなければ来年の4月に間に合いません。そういったことで、引き続き使える施設をうまく活用しながら、そしてそれも検討の中に入れて、早急に結論を出していきたいというふうに思っております。

いずれにしても、地域の声、またしっかりと対応できるような形で結論を出していきたい。また、その結果につきましては、議会等にも御報告させていただきながら進めさせていただきたいというふうに思っております。

〔4番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）



黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

保護者の声が市長のもとへ届いたものと理解をいたします。市長さんにおかれましては、これからもこの人たちの応援をよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、このたび晴れて退職を迎えられました職員の皆様方におかれましては、本当に長い間御苦勞さまでございました。皆さんの新しい活躍を御祈念申し上げながら、私の質問を終わりたいと思ひます。御清聴ありがとうございました。

○議長（若原敏郎君）

ここで暫時休憩をいたします。

1時15分から再開をしますので、自席までお戻りください。

午後0時05分 休憩

---

午後1時14分 再開

○議長（若原敏郎君）

再開します。

続きまして、5番 船渡洋子君の発言を許します。

○5番（船渡洋子君）

通告に従って質問させていただきます。

まず初めに、東日本大震災の発生から3年を迎えました。私たち、遠く離れた者といたしまして、東日本の大震災を教訓に、今後とも防災・減災に努めていかなくてはいけないと、かたく決意をしたところでございます。ある方に聞きますと、東京から北へ向かつては、会議とかいろんなときの挨拶に、必ずこの東北の大震災の話が出る。だんだん東京から南へ行くに従って、そうした声が少なくなっている、それが現実である。このようなお話を聞きました。風化させていけないことが私たちの復興でもあると思ひますので、今後ともしっかりと防災・減災に努めてまいりたいと思ひます。

通告のヘルプカードの普及、促進についてでございますが、これも震災等に関係する、そういった一事案であります。

障害がある人がふだんから身につけておくことで、緊急時や災害時に周囲に手助けをお願いしやすくするとともに、周囲の人も手助けしやすくするためのカードでございます。一応資料としてつけさせていただきましたが、余りにも細かい字で、なかなか見にくいかと思ひますが、できましたら、隅から隅まで目を通していただくと大変ありがたいと思ひます。

東京では、これまでさまざまな地域で独自のカードを作成していましたが、一般的に認知度が低く、広く都内全域で使えるようにと、今回統一した様式を設けました。自閉症の子どものお母さんから相談を受けたことがきっかけで、ヘルプカードの普及を提案するなど、標準様式の作成を強力に推進したことが結実したものであります。

東京都が作成したガイドラインには、ヘルプカードの意義として、1. 本人にとっての安心、2.

家族、支援者にとっての安心、3. 情報とコミュニケーションを支援、4. 障害に対する理解の促進の4つが定められています。ヘルプカードは、障害の特性や具体的な支援内容、緊急連絡先など、あらかじめカードに記入するもので、本人が持ち歩くことで、緊急、災害時に周囲からスムーズな支援が可能となり、日常的な不安を取り除く効果があります。本市においても普及ができないでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 林正男君。

○健康福祉部長（林 正男君）

それでは、ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

ヘルプカードは、緊急連絡先や必要な支援の内容などが記載されまして、障害がある方などが日常生活の中で困ったときや災害時など、不測の事態に陥ったときに、周囲の人に自己の障害への理解や支援を求めるためのもので、特に聴覚障害や内部障害、知的障害者など、一見障害者とはわからない方が周囲に支援を求める際にはとても有効な手段と考えます。

現在、実施されている都道府県、市町村も少なく、先進地におけるヘルプカードの利用状況や普及方法、また配付対象者の範囲などの検討が必要であり、さらには個人情報に記載したカードを持ち歩くということになるため、今後、全国的な普及状況や先進地域での活用方法など、研究をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお尋ねをいたします。

〔5番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

船渡洋子君。

○5番（船渡洋子君）

先ほど御答弁いただきましたように、東京がこのヘルプカードというのを標準化して、それぞれが今まではばらばらで持っていた手づくりのカードとか、そういった持っていたものを標準化して、東京都としてヘルプカードを活用するところには250万という予算をつけて応募をしたところ、半数ぐらいの地域が応募をしたという、そんな現状であります。

また、ほかにもこのヘルプカードという言い方はしないですけれども、そういったものを活用しているところもあります。できることであれば、やはり統一したものでないと、これがヘルプカードに匹敵するものなんだということにはならない、そのように思います。

今後検討していくということですが、このヘルプカードが東京都として取り上げられたきっかけというのは、先ほども申しましたが、ある一人のお母さんの声が政治を動かしたということで、自閉症の障害のある子どもさんを持つお母さんが、やがて一人で社会参加できるようになったときに、災害や事故に遭遇しても周囲の人が支援の手を差し伸べてくれるかどうか。そのことがとても心配であるということで、手づくりのヘルプカードを持たせていたといった声が届きまして、現在に至っております。

先ほども話しましたように、東日本大震災のときに、東京では帰宅困難者ということがありました。首都圏では約350万人の帰宅困難者が発生し、その中に障害者などの支援を必要としてきた人が周囲に気づいてもらえず、大変な思いをした人が少なくなかったということで、このヘルプカードを見せて助けてくださいという言葉も発せられない人もあります。また、高齢者の方とか妊婦さんとか、そういった方がヘルプカードというのを持って周囲の人に呼びかけをしていくということを今されているわけです。

もちろん周知をしていかなきゃいけないということで、皆さんにお配りしましたこういった内容を新聞等でお知らせをするというような、そういう活動がされております。一人のお母さんの願ひから、多くの障害者への災害時等の支援策が前進することになったという、そういった一事例であります。

昨年、私も介護者マークという質問をさせていただきました。介護している人がわからないので、皆さんから変な目で見られる。奥さんについて女性の下着売り場に行ったりとか、おトイレについていたりとか、そういうときに介護者マークを、私は介護しているんですというのを皆さんにしらしめる、そういったことが静岡から出発をされました。静岡が発信地であります、現在全国に介護者マークというのが利用されているというところがあります。たまたま2月だったか3月だったか、インターネットで介護者マークというのをずっと見たときに、岐阜県は本巣市のみということで、本巣市がやってもらっているんだと思って、この3月の広報にこのことを載せていただいて、介護者マークをぜひ活用をということで載っております。

このように一地域からですが、いいことはやはり全国に伝わっていく。今回のヘルプカードというの、私はそれに匹敵をするというふうに思っております。今、災害に向かって要支援者の名簿等をつくり、いざとなったときに誰がその人と一緒に逃げるのかとか、そういったことを今進めているわけです。4月にはそれが義務化をされるわけですが、そのこともそれこそ個人情報だからといってなかなか進まなかったのが、こういう人命にかかわることは個人情報で片づけてしまえるような問題ではない、このように思いますので、ぜひとも周りがまだやれていなくても、本巣市としては取り組みをぜひともお願いをしたいと思いますが、今後の計画といたしますか、まだこれからいろいろ調査をするというふうに今お話がありました、どんなものでしょうか、お尋ねをします。

**○議長（若原敏郎君）**

健康福祉部長 林正男君。

**○健康福祉部長（林 正男君）**

今、私どももこの御質問をいただきましてから、東京都のほうのガイドラインの中を見させていただきまして、その中には全国的に政令指定都市であったりとか、その他の市でも実際にもやっているところがある。そして東京都は23区の中で9つぐらいの区と、あと東京を中心とした市と町が数カ所やっているというようなことで、やり方についてはさまざまな方法がありました。目的は皆一緒でございまして一つのものなんです。

今現在、私も先ほど申しましたように、うちが多分初めての状態で、近くにそういう例がないと

いうこともありますので、どうしてもやっぱりいろんなところの情報をこれから収集しまして、できる限り検討していきたいなあというふうには思っておりますので、よろしく願いをいたします。

[5番議員挙手]

○議長（若原敏郎君）

船渡洋子君。

○5番（船渡洋子君）

ありがとうございました。

予算等もそんなにかからないと思いますし、もしそれを計画されるなら、やっぱり周知徹底ということがもっと必要ではないかなあというふうに思いますので、みんなで守り合っていけるような、そんな本巢市を目指して、ぜひともよろしく願いを申し上げます。

続きまして、2点目の質問に移らせていただきます。

青少年のインターネット依存対策についてでございます。

25年8月に厚生労働省研究班の調査報告により、子どもたちのネット依存の深刻さが明らかになりました。何とパソコンや携帯電話でインターネットに熱中する余り、健康や生活に支障を来すネット依存の中学・高校生が推計51万8,000人に上るとのことでありました。以前からネット依存については問題視をされており、ネット依存専門外来も全国に数カ所開設されておりますが、全国規模の実施調査が行われていなかったため、全体像がつかめず、具体的な対策がとられていませんでした。しかし、この調査結果から、今後の予防と対策を進めなくてはならないと、このように思います。

1日の利用時間が12時間を超えるようなネット依存の重症者は、昼夜逆転の生活となり、偏頭痛を起し、学校にも行けなくなったりします。そして、その子どもたちは人間が生きていく上で不可欠な食事や睡眠、適度な運動をおろそかにするため、ひどい場合は健康面で栄養失調、視力低下、骨粗鬆症、それから静脈血栓症等を起し、体がむしばまれ、韓国では死亡事故も起きているような一つの社会化問題化しているところでもあります。日常生活にも引きこもり、学校の成績低下、不登校、さらには窃盗等の犯罪に手を染めるケースもあるようです。

ネット依存はたった1カ月で重症化することもあるそうです。一刻も早い対策が必要で、とりわけ早期発見が何よりも重要であります。遅刻、欠席を繰り返したり、無気力だったり、日常生活の中で発する依存のサインを見逃さないことが大事である点を保護者や教師へもしっかりと啓発をし、子どもたちにもその怖さをしっかりと認識させることが重要であると思います。

そこで、初めにお尋ねをいたします。今回のネット依存の調査報告書についての御所見をお伺いいたします。

○議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長 白木裕治君。

○教育長（白木裕治君）

では、インターネット依存ということでございますけれども、まずこの調査報告についての所見ということでお話をさせていただきまして、後ほど本市の状況についても触れさせていただこうと思っております。

所見でございますけれども、学校というところにおきましては、知・徳・体のバランスのとれた生きる力の育成を目指しているわけでございますけれども、今、お話がございましたようなネット依存による睡眠不足の影響は、健康への悪影響を及ぼすことはもちろんのことでございますけれども、翌日の授業への集中力低下による学力不振、こういうことにもつながっていくことになるわけでございます。

また、大きな問題といたしまして、相手の表情が見えず、言葉のやりとりがない世界にのめり込む日常生活、これを行うわけでございますので、コミュニケーション力、そして相手の思いに立って考えるような、そういう大事な力も奪ってしまう、人間関係の希薄化を招くことにつながる重大な問題であると、そういうことを考えているところでございます。

したがって、このネット依存の問題につきましては、学校はもちろんでございますけれども、ほとんど家庭で行うということが多くございますので、家庭の両者が力を合わせまして、子どもをこの危険から回避させる取り組みを、本当に力を合わせて進めていくことが大切なことだというふうに考えているところでございます。

あわせて、本市におけます実情でございますけれども、これについても少し触れさせていただきます。

先ほど全国でというお話であったわけでございますけれども、毎年県のほうでもこのことにつきまして危機感を持っておりまして、市と協力しながら調査を行っているところでございますけれども、12時間というお話がございました。もうそこまでいきますと、これはひどい状況でございますけれども、1日に子どもが問題だと思っておりますのは、うちへ帰ってから5時間以上、これも問題であろうというふうに思っているところでございます。

1日に5時間以上ネットを使うという割合を見ますと、小学生では県平均が2.8%でございます。本巢市でございますけれども、それよりはうっと少ない数字でございます。0.5%という数字になっております。小学生が2,300人ほど本巢市にはおりますので、人数にしますとそれでも10名ほどはこういうことにはまっている子どもがいるというのが実情でございます。

また、中学生におきまして、県の平均は8%ということでございますけれども、本巢市では3%ということで、これも少ない数字。しかしながら、本巢市の中学生の数からいきますと、30人ほどの子どもたちが1日5時間程度ネットにはまっているというような状況でございます。

そういう状況でございますので、もちろん今申し上げました子どもたち、学校におきましても指導しているわけでございますけれども、その子どもたちだけではなく、保護者の方々に指導を行ってまいっておりますし、さらには全ての子ども、保護者を対象にこの危険性というものを、先ほど1カ月ほどでこういうような状況になるというお話もございました。まさにそのとおりでございますので、啓発を図っていく必要があるというふうに考えているところでございます。以上でございます。

す。

[5番議員挙手]

○議長（若原敏郎君）

船渡洋子君。

○5番（船渡洋子君）

今、調査をされた対象というのは、パソコンを使っただけのネット接続をイメージしているということで、ここに携帯とか、今はやりのスマホでもしっかりインターネットにはつながりますので、そういう調査をしてみるともっともっと多い数字になるという、そんなデータがあります。今のところ、ネット依存と聞くと、部屋にこもってゲームに夢中になるイメージが強いと思うんですが、電車の中や職場で絶えず携帯機器を操作している人も予備軍と考えていいということで、本当に私もちょっと電車に乗って出かけたときに、車掌さんが「スマホを見ながら歩かないでください」というふうに、駅へとまるときにそういう注意をしていたんですね。それを聞いたときに、自分はガラケーでスマホ関係ないもんですから、スマホを見ながら歩いてはいけませんなんていう注意までしなきゃいけない時代なんだというふうですごく思ったわけですが、本当に今は電車へ乗ってもほとんどの若者が両方に持ってやったりとか、そういう今の状況です。これは時代の流れとも言えるんでしょうけれども、そういった状況の中で、ネット依存ということに対して、大した問題ではないというふうに思っている人が多いのではないかと。

それはとんでもないことで、子どもたちのネット依存は、先ほど教育長がお話をされたように、いろんなことに波及をしていくということで、生易しい問題ではない。私たちは長年アルコールや薬物に依存する、そういった大人たちの治療に携わってきたということで、ネット依存を見ている方が言ってみえるわけですが、ここに来る子どもたちのネット依存度というのが、先ほども言いましたように、アルコールとか薬物などの依存とは変わらない重大なものばかりである。しかも、1カ月でそういった依存症に陥るといって、そこが一番の問題である。本人は依存だと思っていないが、そういう依存という、そこら辺が本当に大事なことではないかなあというふうに思います。しかもネット依存を見るそういった診療ができる場所というのは、ほとんどないに等しいという現状であるということで、子どもたちをネット依存にさせないように、やはり使い方についてのルールづくりを本当に教育していくことが大事であり、また依存を早期に見つけて、相談や診療を行っていく体制づくりを早急に進める必要が今あるのではないかなあというふうに思います。

先ほどの教育長さんのほうからは、本巢は割と少ないんだというふうに言われましたが、本当にブームといいますか、そういうのというのは本当に怖くて、一緒になってやったりとか、ゲームに没頭してしまって、思わぬ時間を費やしてしまったとか、そういったことが本当にあるのではないかなあというふうに思います。しかも、今のLINEに至ってはすぐ返事をしないと仲間外れにされてしまうということで、常に携帯を見ないとおれないというような、そういう現象も出ているというそんなお話も伺いました。

そこで、一刻も早く、先ほど言ってみえたように保護者や教師への依存のサインを見逃さないよ

うな啓発、またネット依存症を出さない取り組みについて、お伺いをいたします。

○議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長 白木裕治君。

○教育長（白木裕治君）

それでは、取り組みについてということでございますので、お答えをさせていただこうと思いません。

今、議員御指摘のとおり、ネット依存という問題につきましては、スマホ、そしてネット、さらに今お話もございましたけれども、通信型のゲームですね。今まではゲームといいますと、ダウンロードをして使えばよかったわけでございますけれども、今のゲームと申しますのは、もう通信型でございまして、ほかのところとつながりまして、その人たちと競技ができるというようなものもあるわけございまして、そういうことも含めまして、学校といたしましては危機感を持って対応をしているところでございます。

それで、毎年でございますけれども、先ほど申し上げましたような調査を行っております。それにつきましては、もちろんスマホだけではなく、そしてネットだけではなく、ゲームのことも含めて調査をしているところでございますし、またそのことをもとに教師のほうから指導を本人、そして保護者に行っているところでございます。

それとともに、先ほど朝の様子、これを私どもといたしましては大事にしているところでございます。朝の健康観察ですね。こういうところにあらわれてきますので、そのことをもとにしたり、それから生活の記録のチェック、こういうものをもとに、ネット依存ではと疑われるサインをつかんだ場合には、家庭と連携をとりながら、生活リズムを改善するための指導に努めているところでございます。

また、保護者の方々への啓発でございますけれども、今年度も多くの学校におきまして、保護者が集まる機会に携帯会社から講師を呼んだりしまして、研修会を行ったり、ある中学校では個別懇談の際に子ども、そして保護者、教師が一緒になって点検シート、こういうものを実施させていただいて、家庭で必要な対策についても確認させていただく、そういうことを行った学校もあるわけでございます。

この3月にもネット依存への対応ということで、こういうリーフレットでございますが、トラブルから守るためにということで、中には、先ほどのスマホだけではなくてゲーム等、そしてそれがどういう面に影響を与えるのか、こういうことを含めまして、これでチェックをしていただいて、意識を高めていただくということで、各御家庭のほうへも配付させていただいたところでございますけれども、来年度につきましては、先ほども申し上げましたように、さらに徹底させるために個人懇談の際にチェック表をもとに家庭でのルールづくりとか、そして保護者の方に何を注意していただいたらいいのか、そして本人にもどういう約束をきちんとさせるのかということも含めて見届けられるような対応をしていきたいと、そんなふう考えているところでございます。以上でござ

ざいます。

[ 5 番議員挙手 ]

○議長（若原敏郎君）

船渡洋子君。

○5 番（船渡洋子君）

ありがとうございました。

やはり家族の対応といいますか、そういうのが大変大事になってくると思います。昨年ですけれど、岐阜市の附属中学において、やはりこういったインターネットの P T A 主催で中部の総務省から説明に来て、今は本当に進んでいるんだと。怖い現象なんだというる説明があり、聞いていた私は半分ぐらい理解できたかできないかみたいな、そんな状況だったんですが、一つ言えることは、やはり家庭でのルールづくりというのが大事だよということと、そしてせめて充電する間は 2 階でお休みの子は下で充電器を置いて、充電する間は自分の身から離すという、最低でもそれぐらいのことをさせてほしいというような、そんなお話もありました。ぜひとも本巢の父兄の皆様に変化さといいますか、怖さといいますか、そういったことをしっかりと認識をしていただける、そんなことを進めていただきたいということを要望しまして、2 点目の質問は終わらせていただきます。

3 点目が読書通帳の導入で、読書意欲を高める取り組みをということでお尋ねをいたします。

近年、活字離れが指摘されている中で、市民に読書に親しんでもらう取り組みの一つとして読書通帳を導入する自治体がふえております。この取り組みは、借りた本の履歴を目に見える形で残すことによって、子どもを中心に市民の読書への意欲を高める効果が期待をされています。文部科学省が事業委託する I C T を活用した読書通帳による、読書大好き日本一推進事業という実績報告書には、調査対象の中学校で導入したところ、学校の図書館への来館者が約 3 倍にふえたとの記載があります。読書意欲を高めるきっかけとして、ぜひ導入をしてはどうでしょうか。

私、思いますのは、学校は読書カードとかというふうで、それぞれ小学校でも自分が借りた本の履歴といいますか、何をいつ借りてどうだったというようなのがあるというふう聞いております。ぜひほんの森とか公民館にある分館ですか、市の図書館において、こういったものが活用できたらなあというふうに思いますが、その点、いかがでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 高橋卓郎君。

○教育委員会事務局長（高橋卓郎君）

それでは、読書通帳の導入という御質問に対してお答えをいたします。

読書通帳には、読んだ本の名前を記録できる図書システムを利用したものと、読んだ本の名前と感想を自分で記入するものの 2 種類がございます。議員御指摘のとおり、東京都江戸川区の中学校で図書システムを利用したものを導入したところ、読書意欲を高める効果があったと報告をされております。



本巢市におきましても、しんせいほんの森で、子どもの読書意欲を高めるために平成24年より秋の読書週間において、職員手づくりで読んだ本の名前と感想を記入できる読書通帳と同様の「よむよむアルバム」というものを導入しており、幼児と小学生に配付して好評を博しております。

そこで、新年度からは、合併10周年記念事業としてこの「よむよむアルバム」を3,000部ほど作成し、ほんの森と各公民館の図書室で希望者に配付する計画で、読書週間だけではなく、年間を通して、子どもを含め市民に読書に親しんでもらい、読書意欲の高揚を図ってまいりたいと考えております。以上です。

[5番議員挙手]

○議長（若原敏郎君）

船渡洋子君。

○5番（船渡洋子君）

ありがとうございました。

今言われた、機械で本当に銀行の通帳のように印刷されて出てくるってすごいことだなあというふうに思ったんですけど、広島図書館では、私もインターネットで取り出して印刷をして自分につくったんですが、本当に簡単な一枚の紙で、真ん中だけ切って折り畳むとこういった印刷のものができて、この中に読み始め、それから本のタイトルと一言で、この本に対してよかったかどうかということで3つ星がありまして、星に色を塗っていくというような印刷のこういうものが、それこそ自分でつくってやれるみたいな、そんなようなこともやってみえるようですが、いろんな工夫をして、それで子どもたちが読書に親しめるようなことをしていく。また、子どもばかりでなく、私たち大人もそういった活字に親しんでいくということを大人から示していけるような、そんなふうになっていくといいなあ、そんなようなふうに思っております。

もう既に「よむよむアルバム」という、とてもかわいらしいネーミングですけども、あるということですので、ぜひともそれを皆が活用できるようにということをお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（若原敏郎君）

続きまして、6番 白井悦子君の発言を許します。

○6番（白井悦子君）

前々回の議員さんのほうから、震災のお話も出ましたけど、やはり11日という間近な震災後の3年目ということで、大変私も一言だけ、そのことについて少し感想を述べたいと思います。

東北震災から丸3年たちまして、各報道が今の東北を映しておりました。そこで頑張っている人たちの姿をたくさん見ることができました。そんな中で痛ましい自然災害と、それから放射能の被害、後々まで決して忘れてはいけない被災地の皆さんの悲しみや苦しみ、そして気仙沼から大船渡の、私が昨年、高田のほうへ行きました折には、鉄道がこの状態でとても復旧できないんじゃないかというくらい悲惨な状態でした。そんな中で大変うれしいニュースを見たことです。三陸鉄道の一部が復旧して汽車が走るようになるということで、大変感動いたしました。本当に少し

ずつではありますが、やはり頑張っていて復興の道を歩いているということでうれしく思っております。

こうして人と人のつながり、そして思いやりは生きる勇気と希望をももたらすものだと実感しております。本巢市も未来に向けて市民が生きるための希望を持って、日々安心して暮らせるまちでありたいと願っております。

それでは通告に従いまして2点、一問ずつ質問したいと思います。

昨年3月9日にもとまるが誕生しました。1年たったわけなんですけど、本巢市の公式マスコットキャラクターもとまる君は各イベントで活躍をして頑張っていますが、最初は大変頭の重さを見て、どうなるのかなあと思っておりましたが、今では多少楽に歩いておられるようで安心しました。

このもとまる君によって本巢市の魅力発信を多いにしていられることと思いますが、市の文化、歴史、観光に市民参加も含めて、どのような取り組みをこの1年、重点的に実施されてきたのかをお尋ねしたいと思います。

**○議長（若原敏郎君）**

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 石川博紀君。

**○企画部長（石川博紀君）**

それでは、キャラクターPRの取り組みについてということでお答えさせていただきます。

まず、マスコットキャラクターにつきましては、全国的な御当地キャラクター人気の高まりということを受けまして、各地でキャラクターを活用したイベント、また広報活動が盛んに行われておるということをごさいます、市におきましても、市公式マスコットキャラクターのもとまるを活用した情報の発信、また観光PR、産業振興等に活用してきたところでございます。

具体的に申し上げますと、市内のイベントへの着ぐるみ、もとまるの出演、そのほか愛知県長久手市のモリコロパークで開催されました全国うまいもの祭り、また名古屋市久屋大通公園で開催されました旅まつり名古屋2013、それから柳ヶ瀬商店街で開催されましたやなな引退イベント、また柳ヶ瀬サンドなどといったイベントなど、市以外で開催されたイベントへも積極的に着ぐるみでの出演を行いまして、本市のイメージアップ、また観光PRを図ってきたところでございます。

また、キャラクターマークの広報出版物への活用や、市民に愛着をいただくためということでピンバッジやクリアファイル、縫いぐるみストラップなどのキャラクターグッズを作成いたしまして、もとす織部祭り、またもとす遊RUNなどのイベント、合併10周年記念イベントのプレイベントにおきましても配布をさせていただき、合併10周年を周知するためのロゴマークやフォトモザイク、またカウントダウンボードを作成して、もとまるのPRというものを行うとともに、地域の企業や団体などのキャラクター関連商品開発といったことに活用していただいたところでございます。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

**○議長（若原敏郎君）**

臼井悦子君。

○6番（臼井悦子君）

本当にたった1年ではございますが、大変各地のイベントでもとまる君が出没したり、本当に子どもたちにも大人気じゃないかと思っております。また、このように大変人気の出たマスコットキャラクターなんですけど、実際、市民がこのもとまる君をどのように活用しているのか。例えば市民の地域のイベントにもとまるの着ぐるみを借りてそういうのができるのかということが、まだ今ちょっと聞いたことがないので、市民がどのように活用しているのか、実情がありましたらお答え願います。

○議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 石川博紀君。

○企画部長（石川博紀君）

本巢市の公式マスコットキャラクターもとまるの活用につきましては、市民や企業、その他団体に広く活用していただけるように、本巢市マスコットキャラクターの使用に関する要綱及び本巢市マスコットもとまる着ぐるみ貸出要綱というのを定めております。

もとまるの使用につきましては、目的が市の広報、またイメージアップにつながるというものでございましたら、市民や企業の主催のイベント等への着ぐるみの貸し出し、またマスコットキャラクターの使用、商品開発等にも使用申請をしていただくだけで無料で活用していただくということになっております。

市民のキャラクター活用につきましては、マスコットキャラクターのデザインを自治会や文化協会、また学校等の教育機関等にデータをお渡しいたしまして、回覧や案内文書、また学校などの配付物のデザインに活用していただくということをしております。

また、今年度の着ぐるみの貸し出しにつきましては、市主催事業を初め、県内外のイベント、市内団体主催の行事に71回の貸し出しを行っております。このうち自治会におきましては、高砂自治会ふれあい祭り、また且内自治会運動会など計8回の貸し出しを行ってございまして、広く市民に愛着をいただいております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

臼井悦子君。

○6番（臼井悦子君）

ありがとうございました。

大変多くの皆さんが活用しているということでありがたいと思います。

また、実はことしの2月に外山小学校下でよもぎ餅福祉活動がありました。これは毎年、外山地域のほうで行います行事なんですけど、地域ごとの公民館で子どもと地域の方で、従来、ヨモギ餅をつくって会食をしたり、一緒にゲームをしたりして午前中過ごすものです。ことしは特にノロウイルスの危険性もあってぜんざいをつくって食べました。そしてあとはゲームをしたわけなんですけど、

そのゲームの中で、おはじきとかるたとりがありました。特にかるたとりを見ておりましたら、これは子どもたちの手づくりということで、実は皆様のお手元に1枚、かるたのコピーをお渡ししたわけなんですけれども、これは外山の小学校の子どもたちが5年ほど前からつくって、各行事とか、親子、または地域の方の触れ合いに使っているものなんです。

ここにちょっと学校の校長先生がぜひ見てくださいということで、皆さんにお見せするように持ってきたんですが、これは本当に子どものコピーにありますように手づくり、もちろん先生も協力されて、いろんな地域の様子かるたの中で描いているものなんです。45枚の中に文化、それから歴史、そしていろんな子どもたちの勉強の活動のこととか、そういうものをつくってやっているわけなんです。私はこれを見まして、子どもたちがこの本巢市、もちろん地域の周辺の内容ではございますが、自分たちの地域のいいところ、そして歴史とかいろんなものを学びながら、こういうものをつくって学習しているんだなあということに大変感動いたしました。

そこで、私は、もしかしてこういうものが市の中でできたら本当にいいなあということでいろいろ考えてみました。そのことを考えて2日ほど後に車で走っておりましたら、ラジオから流れたのが防災かるたでした。これは東北の震災後に仙台市のほうの女性の方が防災かるたをつくってプロジェクトをつくり、これで今後、防災・震災とかいろんなものに対処できるための言葉をかるたの中に織り込んで、学校とかいろんな地域で活躍したいということで、そういうプロジェクトができたというようなのをラジオで聞きました。

それを聞きまして、これは何とか本巢市にもそういうものがあつたらなあということで、私自身も少し、小学生の子どもに本当にすばらしい発案にならって、ちょっとこんなかるたらしきものをつくってみたいわけなんです。あくまでももとまる君がPRですので、背表紙はもとまる君ということで、そして本巢市のいろんな地域の淡墨桜、それからこれは長屋の馬駆けですけど、そしてこれはササユリですね。かつて旧本巢町のユリであったササユリ、それから真桑の地域にあつては文楽と、こういうものをちょっと考えてみまして、本当にいろんな地域のいいところ、そして文化、歴史、伝統、芸能などがいっぱいあるということに本当に気づいたわけなんですけれども、これなら簡単にかるたができるんじゃないかなあということで、大変感銘を受けた次第です。

こういった地域のみならず、子どもたちの参画によって本巢の観光PRとか、いろんな点で情報発信ができるのではないかとこのことを思いましたので、2番目の質問も含めて、市民がどのような参画を講じていくのかということと、こういった参画の仕方もあるんじゃないかとこのこと、一つ提案するとともに、御意見をお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

**○議長（若原敏郎君）**

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 石川博紀君。

**○企画部長（石川博紀君）**

それでは、今後の市民の参画の手法といたしましてお答えさせていただきたいと思っております。

まず最初に、新年度の取り組みということで御説明をさせていただきます。

市民や自治会等が主催するイベント等への着ぐるみの貸し出し、またマスコットキャラクターの使用に加えまして、新年度におきましては、もとまるPR事業といたしましてプロポーザル方式でPR業者を選定し、着ぐるみやイラストを活用したもとまるファンの獲得、また本巢市の魅力や観光、物産などのPR、そういったもののほか、フェイスブックやツイッターなどを使用した情報発信、また情報交換などを行っていくという予定をしております。

また、月に平均4回以上の着ぐるみ活用を行いまして、会えるゆるキャラということで周知いたしますとともに、多くの市民が参加できるもとまるをモチーフとしたコンクール、イベントの企画、また市内外の人を楽しめるデジタルコンテンツの充実を図っていくと。市民とともにPRを行っていききたいというふうに考えております。

現在、キャラクター関連商品につきましては、7事業所で15商品が販売されておりますが、新年度におきましては、市観光協会におきましても、もとまるシールやピンバッジ、またマグネットなどの観光土産品を開発いたしまして販売するというございですが、市民や市内の企業におきましても、積極的にキャラクターを活用していただけるようPRに努めたいというふうに考えておりますので、議員御質問のもとまるを活用したかるたというものにつきましても、市の観光協会等とも協議しながら、かるたの内容、また利用方法、制作単価等も調査しながら、前向きに検討させていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

臼井悦子君。

○6番（臼井悦子君）

ありがとうございます。

本当にこういった市民が参画できるこのようなPR活動は大変重要かと思えます。

また、このもとまるのかるたにつきましても、本巢市独自の特色あるかるたができたというふうに本当に真剣に私も考えておるわけなんです、新年度予算には外部委託で500万の予算の組みがされておりますが、市民参画の企画発信ということで、こういうかるたにつきましても作成をもう一度市長さんのほうにお尋ねして、御賛同いただけるかどうか、見込みがあるかどうか、ちょっとお答えしていただきたいと思えます、よろしく願いいたします。小学校の子どもたちには負けないところを頑張りたいと思えます。

○議長（若原敏郎君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

今、かるたのお話でございました。

これ、私も本巢だけじゃなくて、ほかの地域のところでもこういうかるたをつくってやっているのを拝見いたしました。これはやはりその地域の歴史とか文化とか、そしてまた地域のアイデンティティーを再確認するというのに大変活躍するというんですか、いい企画でありまして、私もこれ

を見たときに、こういうものを見て、まちの歴史、また文化を長年ずうっとこうやって皆さんでか  
るたを通じて見守ってきているんだなという、かるたとりだけじゃなくて、常日ごろからこうい  
うのを見ながら、地域に愛着、そして地域が今あるのは、こういう歴史の中で我々がいるんだとい  
うことを、小さいときからこういうのを記憶の中にとどめておくというのは、大変まちづくりにも私  
は重要なことだというふうに思っております。

これはたまたま裏はもとまるですけれども、表の文章のほうは、何とか本巢市内の歴史、文化、  
そして市民の皆様方の地域の取り組みのようなものを一緒にこの中に織り込んでいただいて、いい  
かるたができることを期待したい。ぜひよろしく願いいたします。

[6番議員挙手]

○議長（若原敏郎君）

臼井悦子君。

○6番（臼井悦子君）

ありがとうございました。

本当に子どもたちのこの短い3行のかるたなんですけれども、これは大変インパクトがあると思  
います。そういう意味でも子どもにもわかりやすく、高齢者にもわかりやすく、そして外部の皆さ  
んにも、ああ、本巢はこんなところがあるんだなということで、そこから一つずつ45の窓口から奥  
へ奥へと本巢市を情報発信していけたらと本当に思いますので、どうぞよろしく願いたいと思  
います。

それでは、次の質問に入りたいと思います。

子どものすこやかな成長にとって、運動、バランスのよい食事、十分な休養と睡眠が大切なこと  
は、従来叫ばれていることです。よく動き、よく食べ、よく寝る、この当たり前な基本的な生活習  
慣が大きく乱れていることは、学習意欲や体力、気力の低下につながっていくと考えられておりま  
す。

こういったことから、家庭における食事、睡眠などの乱れを社会全体の問題として、子どもたち  
のすこやかな成長を目指し、学習意欲や体力の向上を図るための取り組みを推進することは大変重  
要なことと考えております。

そこで、本巢市におきましては、とりわけ朝御飯の実態はどのようなものか、教育長さんにお尋  
ねしたいと思います。

○議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長 白木裕治君。

○教育長（白木裕治君）

本巢市の子どもの実態についてでございますけれども、本巢市の朝御飯の実態でございますが、  
毎日欠かさず朝食を食べているという子どもが、小学校では、全国では88%でございますけれど、  
本巢市の場合は94%、そして中学校でございますけれども89%、ほとんどの子どもが朝食を食べて

登校しているという実態が出ておりまして、大変ありがたいことだというふうに思っているところでございます。

また、この実態調査を始めましたのが平成19年でございますので、その平成19年度のデータと今年度のデータを比べてみますと、毎日、朝食を食べているという子どもの割合、この6年間で、小学校では88%から94%ということで6%ふえてきておりますし、中学校でも86%から89%へと3%増加してきているところでございます。

これらの結果でございますけれども、もちろん学校におきましても食育の指導を行っているわけでございますが、御家庭において保護者の方々、大変御協力をいただいている、そういう成果がこの数字の向上にあらわれてきているのではないかなど、大変感謝を申し上げているところでございます。

しかしながら、朝食をとらずに登校する子どもも、ごくわずかではございますけれどもいるわけでございますので、そうした子どもたち、そして御家庭への啓発にさらに努めていかなければならないと思っておりますし、全ての子どもたちが早寝、早起き、朝御飯で生活のリズムを整えて、元気に通学し、そして深く学ぶ、そういう本巢市の子どもたちの育成に努めてまいりたい、そんなふうに考えております。どうかよろしく願いいたします。

〔6番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

臼井悦子君。

○6番（臼井悦子君）

ありがとうございました。

本当に本市におきましては、大変皆さん朝食もしっかりとって、頑張って勉強もしているという状況、本当にありがたいと思います。

本当に朝食をとっている子を対象にすれば大変うれしいんですけども、その中でも朝御飯を食べないで学校へ行く。そして朝御飯を食べる状況、実は県の23年度のアンケートの中にあつたんですが、家族そろって朝食を食べる割合が73.7%ということで、朝食の個食化、1人で朝御飯を食べる、また1人で夕食を食べるという割合が大変このごろふえてきております。もちろん中学生になりましたら塾とかいろいろと行きますので、その前に御飯を食べたりということで1人で食べるということもあると思うんですが、できるなら家族そろって食事をするというのが本当に理想だと思います。なかなかそうはいかないと思います。

また、2009年の9月号の広報「もとす」に、実は栄養士さんからのお話ということで、大変いいことを、栄養につきましてももちろん、子どもたちの朝御飯について書いてありました。本当に本巢市の広報の中からこうやって抜粋できるということは、大変光栄に思います。

この中で、早寝、早起き、朝御飯、早起きして太陽を浴び、朝食をしっかり食べることで、生活のリズムを整えましょう。朝食の内容も主食、主菜、副菜をそろえて、栄養のバランスがとれるようにしましょう。特に朝食について調査すると、欠食している子は少ないのですが、食事内容がパ

ンとジュースだったり、御飯にふりかけだったり、御飯に目玉焼きだけだったりしている子が多く見られますということで、プラスワンの給食メニューを広報紙にこうして栄養士さんが載せておられました。

こうした内容をさらに理想的な朝御飯メニューということで、広報紙でできましたらシリーズで掲載するなど、朝御飯を紹介することによって市民の関心を高め、特に地元の食材を使った料理の紹介はいかがかと思えます。この広報紙の活用につきまして、市長さんにお尋ねしたいと思います。

○議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、早寝、早起き、朝御飯の推進の中の、広報紙で朝食メニューの掲載等をやってはどうかという御質問でございます。

先ほど議員のほうからお話ございましたように、なかなか家庭の中で、朝一緒に皆さんがそろって食べたりとか、夕飯を一緒に食べたりということはなかなか難しい時代になってきております。やっぱりそれぞれ親さんの働く形態がどんどん変わってきておまして、今世の中は24時間経済は動いておりますので、昔のように朝起きて夜寝るというパターンばかりではない家庭もいろいろあるかと思ひまして、せめてその中でも休みの日ぐらいは、一緒にそういうようなことをやるようなことでやっていただきたいと。特に家庭の日というのを設定してでも、そういった家族団らんの日というようなことで、月1回は、やっぱり一緒にそろって食事もちろんそうですし、遊ぶことも一緒にやりながらやっていくと、今そんな取り組みをしておるわけでございます。

その中で、今、特に課題になっておりますのが、県も挙げて一生懸命取り組んでおりますけど、食育、食を通じた健康、これも大変大事だというようなことで、今県も一生懸命食育に力を入れられております。我々も食育というのは食べると、健康でいろんなものを食べながら、そして健康に育っていくというのが我々の願いでもあります。

そういった中の一つとして、やはり育ちざかりの子どもたちにとってしっかりと御飯を食べるということは大変大事なことでございます。朝食をしっかりとるということは、成長期の子どもたちにとって、心身ともに育っていくことに大変重要なことであるということでもあります。

先ほど教育長が本巢市内の状況等もお話を申し上げましたけれども、多くの御家庭の中では大変御協力をいただいて、朝御飯をしっかりと食べさせていただいておるということもございますけれども、中には食べていない子どもがおられることは事実でもございます。ぜひこういったことのないように御家庭にも皆様方に御協力をいただいて、やはり食育というのは子どもの成長にとって大変大事なことですよと、そして1日をしっかりと過ごすためにも、朝をしっかりとやっていくということが子どもさんの1日の動きにも大きく影響してくると私は思っております。ぜひ御協力いただいてやっていただければというふうに思っております。

そういった中で、この本巢市はことしから、青少年育成市民会議におきまして、子どもたちの生



活習慣づくりの一つということで、朝食をしっかりととることの重要性というのをテーマに掲げていただきまして、小学校5、6年生の親子を対象にいたしました朝食レシピコンテストというのを今年度実施していただきました。

この結果等につきましては、広報「もとす」でも出させていただいて発表させていただきます。そこで入賞等したのもも広報紙で紹介させていただいておりますけれども、こういうものをしっかりとこれからも広報紙の中で紹介を行っていきたいと思いますし、これまでも給食の献立のメニュー等々を毎月行っていただきますけれども、そういったものとあわせて朝食のメニュー等も紹介もする、そしてまた、その中で、先ほど臼井議員のお話にもありましたように、しっかりと朝食をとりましょう、朝食は大事ですよ、また食育、そして子どもの健全育成にも大変大事ですよというような言葉も入れながら、啓発に努めていきたいというふうに思っております。

いずれにしても、次世代を担う子どもたちがしっかりと健康に育っていく、そのためにはやっぱり食育は大事ですし、しっかりとした健康にいい食事をとりながら、健康に育っていただきたいというふうに思っております。

〔6番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

臼井悦子君。

○6番（臼井悦子君）

ありがとうございました。

本当に朝御飯は学習意欲、学力の向上につながる。そして、幸い日本の和食というのが世界遺産に認定されたことは大変すばらしいことです。そういった環境で育った私たちは幸せであり、その価値を後世に伝え、守られていくためにも、お母さんには頑張って朝食を特に、和食ならありがたいと思っております。本巢市の未来を担う子どもたちの健全な育成を願って、行政が教育と一体になって力を大きく注がれることを願いまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（若原敏郎君）

ここで暫時休憩をします。

あの時計で40分まで休憩したいと思います。40分に自席へお戻りください。

午後2時22分 休憩

---

午後2時40分 再開

○議長（若原敏郎君）

再開します。

続きまして、9番 安藤重夫君の発言を許します。

○9番（安藤重夫君）

お話しする前に、議長の許可を得まして、けさほどの新聞ですが、週刊新潮の中で、いまだにODAを垂れ流す外務省、どんな弱みを握られているのかというような記事がありましたもので、先

ほど申しあげましたように議長の許可を得ましたもので、添付資料として追加をいたします。

それでは、通告に従いまして、住友大阪セメント岐阜工場粘土山閉山についてを一般質問として第一番に上げさせていただきます。

住友大阪セメント岐阜工場と席田井水土地改良区との協議書、資料1でございます。お見通しをください。

読み上げますと、席田井水土地改良区様、岐阜工場粘土山閉山について。平素は、工場運営に御協力をいただきます。平成13年3月末完了を目指し閉山作業を進めておりましたが、岐阜県への手続のおくれにより閉山後の許認可取得を下記のとおり予定変更しましたので、引き続き皆様の御理解を賜りたく、お願い申し上げます。住友大阪セメント株式会社岐阜工場鉱山課と。記といたしまして、許認可関係、排水の流下能力の事前協議が実施されておらず、最終の許認可取得が遅延しております。現在、許認可を1年延長申請しており、1年の延長期間中に手続を完了させる予定でございますと。

今後のスケジュール、許認可関係1、2番といたしまして工事関係ということで、許認可関係で保安林内の作業許可申請は済みとなっております。2番目の林地開発行為許可申請は申請中と、採取計画許認可申請、申請中ということで、こういった住友セメント岐阜工場と席田井水との協議書、資料1を先ほど読み上げましたが、これらの所管は、岐阜県土木事務所や農林事務所等ですが、本巢市は現状をどのように把握、認識されておるのか、産業部長にお伺いを申し上げます。

**○議長（若原敏郎君）**

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 大熊秀敏君。

**○産業建設部長（大熊秀敏君）**

御質問の粘土山閉山に係る席田井水土地改良区との協議の現状をどのように把握し、認識しているかについてお答えをさせていただきます。

住友大阪セメント株式会社岐阜工場の粘土山が閉山されることにつきましては、現在においても同社が閉山に向けた各種の許可申請や計画協議等の手続を、岐阜県の関係機関や席田井水土地改良区に対して進められていることは認識しておりますが、その内容や進捗状況等の詳細につきましては、市としては把握しておりません。以上でございます。

〔9番議員挙手〕

**○議長（若原敏郎君）**

安藤重夫君。

**○9番（安藤重夫君）**

把握していないという答弁をいただきましたが、資料1を見ますと、実際は現在工事中でありますよと、申請に向かって工事中でありますよと。例えば、2013年の4月に二重丸が2つありますが、そういったような理解でいいのかなと思いますが、部長、聞かれても困りますか。

**○議長（若原敏郎君）**

産業建設部長 大熊秀敏君。

○産業建設部長（大熊秀敏君）

ちょっと、お答えが難しいんですが、この今の申請書につきましては、市を経由しておるものではございませんので、ちょっとその内容等につきましては、把握していないのが現状でございます。ただ、粘土山の件で申し上げますと、粘土山の採掘の許可の関係は、これも県の管轄でございますが、この件については市に協議といいますか、県のほうから市のほうに照会がございまして、そのことについてでございましたら、市としても把握しておるものでございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

安藤重夫君。

○9番（安藤重夫君）

追加でございます。

この資料1の括弧の中で、許認可関係ということで協定書がありますが、全ての許認可申請が出るのはいつだと、また私、聞かせてもらっても困るでしょうね。それから、さらなるこういった予定変更が出るようなことがあるかと、2つお聞きしたいと思っております。

○議長（若原敏郎君）

産業建設部長、答弁できますか。

産業建設部長 大熊秀敏君。

○産業建設部長（大熊秀敏君）

先ほどの答弁でも申し上げましたが、今現在進められておるといようなお話は何っておりますが、いつまでにその書類が出されるとか、いつまでに整備ができるとかについては、私どもでは把握しておらないところでございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

安藤重夫君。

○9番（安藤重夫君）

やはり、我々下流域に住んでおる市民といたしましては、できるだけ把握して県との情報を共有してほしいと、こう思います。

次の2番に入りたいと思います。

かつての公害を知る私は、粘土山閉山に伴い、今後における有害廃棄物の混入が心配であります。セメント製造の際に、何が使用されているのかを知りたく、また本巢市と住友大阪セメントに公害協定の締結の有無があれば、環境部長にお伺いをしたいと思います。

○議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 山田敏晴君。

○市民環境部長（山田敏晴君）

それでは、粘土山の閉山に伴い、有害廃棄物の混入が心配される中、セメント製造の際に何が使用されているのか、また本巢市と住友大阪セメント株式会社の間における公害協定等の締結の有無についてお答えさせていただきます。

議員御質問の住友大阪セメント株式会社岐阜工場において、セメント製造の際に何が使用されているのかについてですが、セメント製造における原材料としては、石灰石、粘土、珪石等ですが、近年、粘土にかわり、リサイクル原料の使用量が増加しており、その使用料の割合は15%となっております。

リサイクル原料の内訳についてですが、住友大阪セメントが岐阜県に提出されましたリサイクル原料に関する実績報告書によりますと、建設現場や下水処理施設などから発生する汚泥が約33%、石炭火力発電所の集じんダストなどのばいじんが約25%、その他鋳物の型枠を粉砕したものや鋳造工程の溶解炉から発生する鋳滓、石炭火力発電所の燃え殻等、年間およそ44万5,000トンのリサイクル原料が使用されております。

また、使用されるリサイクル原料に有害物質の混入が懸念されることについてですが、住友大阪セメントにおいて、事前に排出元より廃棄物データシートを入手する、あるいは自社または第三者機関における分析等の方法により、有害成分の確認がなされております。

次に、市と住友大阪セメントの間における公害協定等の締結の有無ですが、昭和49年に旧本巢町と糸貫町で公害防止協定を締結しており、その後、一部改正を経て現在に至っておる状況でございます。以上でございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

安藤重夫君。

○9番（安藤重夫君）

セメント製造の製造上の工程の中で、混入物はある程度聞かされてわかったつもりでおりますが、かつて合併して3年目だったか4年目だったか、例の椿洞に不法投棄されて、新聞で大きく報道されて大問題になったことを、皆様御記憶にあると思いますが、その際に、この本巢市議会に、椿洞の違法に埋め立てられている木片のサンプルでございますと、こういったものを住友大阪で燃やしますというような報告を議会にされたことがありましたが、混入物は国が認可しておるものであるという理解をしたということにしておきます。

そこで、住友大阪セメントと本巢市の公害協定があるということではありますが、その協定書と、それから会社側の測定ポイントのデータ、それから本巢市独自で測定しておりますが、その測定ポイントのデータ、また数等の開示を、先ほどの公害協定書とデータの開示をあすの議会の終了までに配付を求めますが、いかがですか。

○議長（若原敏郎君）

市民環境部長 山田敏晴君。

○市民環境部長（山田敏晴君）

それでは、今の御質問でございますけれども、当然、契約書ですか……、ですので、当然これはコピーしてできますけど、今のはかったデータでございますけれども、これは開示といいますと、今発表してあるやつを出すということですか。いつまでの間の分を開示するということですかね。

〔9番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

安藤重夫君。

○9番（安藤重夫君）

反対に聞かれましたもので、大変困りますな。

1年とか、2年とか、3年とか、そんなスパンで、どのくらいのページ数というか、例えばこのくらいの大ききで何枚ほどになるのか。四、五枚程度とか、10枚程度とか、四、五枚程度のデータで結構だと思いますが。

○議長（若原敏郎君）

市民環境部長 山田敏晴君。

○市民環境部長（山田敏晴君）

当然、降下ばいじんでございますけれども、月に1回ずつ測定しておりますので、そこら辺の数字のデータでよければということでしたら、今ここで直近の5年間はここに持っておりますので、ここで説明させてもらってもよろしいですけど。

〔「書面で」と9番議員の声あり〕

そうしましたら、直近の四、五年ということでもよろしいですかね。

〔9番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

安藤重夫君。

○9番（安藤重夫君）

そんなにいいですよ。冬場を超えて、夏場を経過して冬場とかいって1年、その2年分くらいで結構だと思います。お願いします。

○議長（若原敏郎君）

市民環境部長 山田敏晴君。

○市民環境部長（山田敏晴君）

それでは、2年分ですけど用意させていただきます。

〔9番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

安藤重夫君。

○9番（安藤重夫君）

コーヒーが入って、たばこも吸われたということで、随分議場が元気になられておりますが、と

いいながらも、やはりこの時間は睡魔が来ますので、眠らせないように頑張りますので、よろしくお願い致します。

では、改めまして3番です。

新聞報道により、先月の平成26年2月14日、市長は住友大阪セメントの中尾正文専務らと面談をされたと報道されておりましたが、その面談の内容をお伺い申し上げます。

○議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、住友大阪セメント中尾専務との面談ということについてのお尋ねでございますので、お答え申し上げたいと思います。

2月14日の日に、住友大阪セメントの中尾専務、そしてまた岐阜工場長、そしてまた業務課長の3名が、専務と一緒に市役所のほうにお越しになりました。

中尾専務等の来庁は、また関根社長も一緒でございますけれども、毎年恒例的にこの岐阜のほうにお越しただいて、本巢工場等々、それから関係機関への表敬訪問ということで毎年来られております。そのときに、岐阜のほうへお越しになったということで、毎回市役所のほうへも事前に連絡をいただいで来ていただいたものでございます。

毎回そうですけれども、面談では、大体お話ししますのが国内の経済情勢でございますとか、建設業界、セメント業界の現状とか、そういった課題なんかのお話を聞きますし、また会社の今生産がどんな状況だとかいうような、個々の会社の中の、経営の話も時々お話がございます。今回も、セメントの総量の話、そしてまた大阪住友セメントが、なかなか受注に応じ切れないほど大変だと、うれしい悲鳴なんですけれども、受注に十分にお応えできないぐらい大変忙しいというようなお話を今回もお聞きしました。といったようなことが話題でございます。

また、私のほうからは市政全般のいろいろなお話もさせていただきます、合併10周年を迎えた話ですとか、この市内の状況なんかも報告というんですか、意見交換みたいなものをさせていただきます。

このように、通常を表敬訪問に来られて、大体お話しするというところでございまして、特定の項目について、意見を交換するというような面談内容ではございません。今までも、市長になりましたから何度もお会いしていますけれども、過去のお話になりますけど、6年間の間に、いろいろ専務さん、所長さん等々何度もお会いしていますけれども、特定の問題について、これこれこういうことはどうだという意見交換をしたことは一度もございません。そういうふうにも、もし個々の問題とかでは、やはりああいう大きな会社でございますので、トップのどうのこうのじゃなくて、仮にちびちびといたら何ですけれども、下のほうから順番順番に積み上げてきて、その話が上がってくるということでありまして、社長や専務のところから、いきなり唐突に個々の問題が出てくるということは、今までの6年間お会いした中ではありませんでしたので、今回も一般的なお話で終わ

ったというでございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

安藤重夫君。

○9番（安藤重夫君）

ありがとうございました。

先ほど、私間違えましたが、時間もまだ20分そのままありますので、仕切り直しということで、よろしいですか。ざくっと10分しゃべったことにしますか。

ありがとうございました。

4番目の2013年9月の集中豪雨により、大量の汚濁水が本巢市下流域に流れ出し、農地や住環境に影響を及ぼしました。法人所有地の敷地内に、調整池（沈殿池）が整備されておりますが、これらは会社による管理が徹底されていないように思われます。これに対して、本巢市の今後の対応をお伺い申し上げます。

環境部長、お願いします。

○議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 山田敏晴君。

○市民環境部長（山田敏晴君）

それでは、ただいまの質問でございますけど、住友大阪セメント株式会社の敷地内にある調整池（沈殿池）でございますけど、管理が徹底されていないように思うが、本巢市の今後の対応についてお答えさせていただきます。

住友大阪セメント株式会社岐阜工場東側にあります粘土採掘場につきましては、既に粘土の採掘作業が終了しており、現在は閉山のための準備中とのことで、岐阜県と許認可等の必要な手続を今進めているところでございます。

現在、調整池（沈殿池）の拡張と土砂のしゅんせつ工事は既に終了しておりますが、緑化工事や敷地内の排水路工事につきましては、現在施工中ということであります。

議員御質問の粘土採掘場敷地内の調整池（沈殿池）の管理についてですが、集中豪雨等によりまして敷地内から流出する汚濁水の水質につきましては、県によれば、水質汚濁防止法による法的な指導はできないとのことであります。

しかしながら、調整池（沈殿池）に土砂が堆積すれば、調整池（沈殿池）としての機能が十分ではなくなり、敷地内から汚濁水が流出することになりますので、今後は住友大阪セメント岐阜工場に対し、公害防止協定に基づき、定期的な土砂のしゅんせつを実施するよう指導していく予定をしておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

〔9番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

安藤重夫君。

○9番（安藤重夫君）

先ほどの資料1、工事関係スケジュール、下ですね。この中に、先ほどの工事関係、しゅんせつ工事（必要に応じ）と書いてあります。

確かに答弁のとおりだと思いますが、この調整池に堆積物がないように会社が管理されるべきで、市の環境課としての対応をお願い申し上げます。何よりも、根本的な解決は全体の緑化でありますし、まずは植林であると思います。今後、それらが根づいて、10年後、20年後にはこういった調整池や沈殿池が不要なものとなるのが本来の姿であって、理想であると考えます。

環境改善について、岐阜県土木事務所だとか農林事務所等の協議を続けるべきと考えますが、今後の対応はいかがですか。

○議長（若原敏郎君）

市民環境部長 山田敏晴君。

○市民環境部長（山田敏晴君）

それでは、今の御質問でございますけれども、当然、閉山手続は今、県のほうで担当部局と進められていますが、聞くところによりますと、閉山後の2年間、岐阜県の監督指導のもとで改善を行っていく予定ということも県から確認をしましたので、そこら辺もあわせまして、当然調整池の管理なりも含めまして、市の関係部局と県と共同してそういうものを対応していきたいと思っています。以上でございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

安藤重夫君。

○9番（安藤重夫君）

ありがとうございました。よろしくお願いを申し上げます。

それでは、先ほどの2番に移らせていただきます。

山口頭首工について、平成24年6月議会において山口頭首工の質問いたしました。この件につきまして、岐阜県土木事務所、農林事務所、並びに国土交通省等、その後の協議等の動きがあれば、産業建設部長に御報告を願います。

○議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 大熊秀敏君。

○産業建設部長（大熊秀敏君）

それでは、平成24年6月議会以降の山口頭首工に関する県土木事務所、農林事務所、並びに国土交通省等との協議等について、お答えをさせていただきます。

山口頭首工は、当時の内務省により昭和22年に築造され、席田井水土地改良区へ譲渡された施設であり、運用開始から既に約66年が経過しています。これまで、台風や集中豪雨によるたび重なる



出水により頭首工本体や関連施設がたびたび被災しており、そのたびに災害復旧や補修が実施されてきましたが、これらに加えて経年の劣化や老朽化が著しいため、平成18年12月には河川管理者である国土交通省木曾川上流河川事務所より席田井水土改良区に対して一部施設の改善措置が指示されており、抜本的な対策を含めた今後の対応について、席田井土地改良区が岐阜農林事務所に相談をされているとお聞きしておるところでございます。

一方、頭首工を大規模に補修または改修する場合は、その工法や手法も問題ですが、それ以外にも、受益者である土地改良区や関係市町の費用負担割合の決定、水利権の法定化、河川法許可の再取得等、さまざまな課題をクリアしていく必要があるともお聞きしております。

このため、本年1月に岐阜農林事務所長が来所され、今後山口頭首工改修等の具体化を図るため、これらの諸課題の解決に必要となる検討組織の立ち上げ等について御提案をいただきました。この検討組織は、関係する5つの土地改良区と関係市町で構成する案となっており、本市といたしましてもその改修等の必要性は十分認識していることから、この検討組織への参加を承諾した次第でございます。この検討組織の設立は、来年26年度となる見込みですが、設立後は岐阜農林事務所とも協議しながら、この組織を基軸として、本市の立場で早期なる改修等の実現に向けて努めてまいり所存です。

なお、その他の木曾川上流河川事務所や岐阜土木事務所との具体的な動きは特になかったと思っております。以上でございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

安藤重夫君。

○9番（安藤重夫君）

かなり明るい兆しが見えてきたように受けとめました。

前回にも、指摘いたしましたように、我々の本巣市、北方町、瑞穂市、伊自良川、伊自良川の西域の岐阜市、この広範な土地に住民が住んでおりますが、安心・安全の問題でありますし、席田井水、真桑井水、金谷井水、更地井水に政田井水ですが、どの井水組合も年間の予算が決められておりますし、今までの内部留保金には限界があると考えます。先ほどの昭和22年に築造されたこの頭首工は危険構造物に指定されておりますし、平成14年の台風6号、7号の襲来時には、山口地区において4戸の避難勧告が発令されております。今後の市民の安心で安全を市長はどのようにお考えですか、お伺いを申し上げます。

○議長（若原敏郎君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、山口頭首工につきましての2つ目の御質問でございます。今後の市民の安全で安心な暮らしについての考えはということでございます。

平成14年の歴史をひもときますと、根尾川の洪水がございました。台風6号を起因とした大雨によりまして、7月10日に根尾の雨量観測所では最大時間雨量111ミリ、総雨量562ミリの記録をいたしております。このときに、根尾地域では地震断層観察館等も水につかっておりますけれども、山口の水位観測所では計画高水位を約80センチも上回る水位が記録されております。このときに山口地内、ちょうど青山があるところなんですけれども、あの方々3世帯が避難勧告を受けまして避難をされておりますし、また木知原のほうでも約30世帯が自主避難をされておるといふことで、戦後、本巢市の中では最大の大きな洪水の被害というふうになったところがございます。

このため、国土交通省は平成20年に根尾川を含みます木曾川水系河川整備計画というものを策定されまして、平成14年7月の洪水と同等の洪水を安全に流下させることを目標にいたしまして、木曾川上流河川事務所根尾川出張所におきまして、計画的にその後整備が進められているところでもございます。ですから、この目標の達成のためには、なかなか河川掘削ですとか樹木伐採だけでは不十分だということ、その計画の中では山口頭首工の改築による流下能力の向上と水位低下というものも求められているというふう聞いております。

また、山口頭首工は、先ほど部長がお答え申し上げましたように竣工から既に66年経過いたしまして、経年劣化、老朽化が進んでおるといふふう聞いております。

また、木曾川上流の事務所のほうからも、この件についての御指摘もあって、それについての対応も一部やっておりますけれども、仮に洪水時にこうした頭首工本体、また樋門等の附帯施設の損壊というものがあれば、堤防の決壊につながりますし、また逆流もしてくるといふようなことで、本巢市だけにかかわらず、先ほどの議員のお話のように、北方、瑞穂を含めた、そしてまた岐阜市の北部地域も含めた、大変広範囲にわたって浸水被害が発生するおそれがあります。このようなことがないように、必要な対策を講じていかなきゃならないんじゃないかというふう考えております。

このために、根尾川治水安全度を、国のこの計画もでございますけれども、我々も注意深く見守っているところでございますけれども、大幅に向上させまして、本巢だけじゃなくて、下流の住民の皆様方の安全で安心な暮らしをさらに図っていくというためにも、この山口頭首工の現状をしっかりと把握、早急に把握を進めていただいて、そして悪ければ早急に改修する、また全面改築なら全面改築、または補修でできるなら補修、まず現状把握をしっかりとやって、そしてそれに対する必要な対策を考えていかなきゃならないというふう思っております、先ほども部長がお話し申し上げましたように、1月に県の農林事務所のほうからお話が来たときにも、私も同席をさせていただきました、そのときのお話もさせていただきました。そのときにも、お話し申し上げましたのは、山口頭首工というのは市の施設ではございません。今現在、先ほども部長がお話し申し上げましたように、席田井水土地改良区が持ち主でございます、そこに譲渡されています。そしてまた、土地改良区が管理、運営をされている施設でございますので、まず対策の実施に当たりましては、第一義的には土地改良区、並びに5つの関係の土地改良区で、まず主体的に取り組んでいただく必要があるんじゃないかということをお話ししております。

その中で、この検討組織も一緒になって、そこへ我々も参加させていただいて、検討組織というのを立ち上げさせていただいて、そしてまた関係の市町、岐阜市、それから大野町等々含めて、我々と一緒に入ってさまざまな、先ほど部長が申しあげましたような下水の問題でありますとか、費用負担の話でございますとか、そういったことを含めて、解決に向けて進めていかなきゃならないということでございます。

そして、その際に我々は地元の市ということでございますので、こうした動きをしっかりとサポートしてまいりたいというふうに思っております。いずれにいたしましても、市民の安全・安心を確保するという観点からも、国・県に申しあげたのは、早く山口頭首工の現状把握をしっかりとやっていただいて、もしそれが本当に必要なことで、すぐやらなきゃならないものなら、早急に対策と一緒にやっていきたいと思います、その際には国・県の補助金の問題もでございます。特に国・県の補助金のいろいろなやり方があるようでございますので、その中でも国・県の補助金をたくさんもらえる仕組みの中で、できるだけ地元の市町、そしてまた土地改良区の負担が少なくなる形での事業実施というのを、あわせて検討してほしいという申し入れも行っておるところでございます。

いずれにいたしましても、山口頭首工の現状把握を早くやっていただいて、そして必要な対策というのを講じていかなければならない。それについては、関係5市町、土地改良区等の皆さん方と連携しながら市民の安心・安全の確保に努めてまいりたいというように思っております。

〔9番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

安藤重夫君。

○9番（安藤重夫君）

力強い答弁をいただきました。ありがとうございます。

今は、頭首工の問題は老朽化が進んでおるもので、危険だという観点で、私は2回目の一般質問でございますが、かつてはあそこで大変な水争い、水の分配が起きまして、江戸時代におきましては壮絶な水争いが何年も何年も続いたと聞いております。市内仏生寺地区の米とぎ神事、仏生寺から下帯一つでかの地へ米を持って行って、米をかすというような伝統行事が残っておりますし、山口頭首工への仏生寺地区の方々の思いが今に伝わってくるように思います。

また、我々真桑地区の人間には、子どもの時代から真桑文楽が伝承している先達の方々の苦しみを現在へと伝えて、これまた文化となっております。

蛇足でございますが、今月21日はこの真桑文楽が本郷地区で上演されますので、議員の皆様にも御案内を申し上げる次第でございます。

市長におかれましては、今後より一層、リーダーシップをとられるようお願いを申し上げたいと思います。

この山口頭首工の改良工事には、30億円とも40億円とも莫大なお金がかかると聞き及んでおりますので、どうぞ井水組合の事務に余り分担金がかからないような御配慮があったらありがたいかなと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、3番の日中友好の事業廃止についてを質問させていただきます。

現在中国は、東シナ海、南シナ海を初め、我が国の領土である尖閣諸島周辺の上空に広大な防空識別圏を設定しております。

こちらは、外務省経済協力局の資料、資料2であります。お見直しをお願い申し上げます。

3枚目は韓国のODAでございまして、中国は5ページ目です。

このファクスを見てもらいますと一目瞭然のように、外務省の経済協力局の資料でありまして、当時の田中総理による日中国交回復がされました1979年、年額で9,900万円から始まったODAは、2012年には27億6,600万円に膨れ上がっております。この23年間に、合計3兆6,531億円が日本より中国に支払われております。

一昨年の上海での、高級日本車を運転する中国人が多数の暴徒に襲撃され、頭蓋骨骨折の重傷事件が発生する等、中国国内における対日暴動には大変遺憾の意をあらわします。その事件で、その母親は、中国における対日教育の間違いとテレビの悪影響を強く訴えておりました。

私が、シルクロードの聖域だとか、西安だとか、中原だとか、南京だとか数多く訪中した中、どのホテルも、向こうのテレビ放送は36チャンネルあり、そのうちの3チャンネルは旧日本軍による残虐なドラマが24時間放映され続けております。その内容は、稚拙で見るに忍びがたいような、本当に日本人をばかにした内容でありました。

中国は、我が国に一番近い大国であり、また隣国であります。相手側は政権維持のための国策や優位な経済対策を進めております。同じく、隣国の韓国におきましても、先ほどの資料2をごらんいただきますと、対韓国有償資金協力及び無償資金協力実績によると、1991年以降は既に日本政府はODAの付与実績がありません。

また、海外で日本人学校の子どもたちは、領土問題、従軍慰安婦問題、靖国問題を韓国や中国の子どもたちに詰問され、いじめに遭っています。そういった日本人の子どもたちは、日本名で呼ばないでくださいと先生に願い出るというようなことを聞いております。

これら多くの状況は、国や政府等の大きな問題であります。本巢の税金で開催されている旧糸貫町時代から続く日中友好についての意義を局長に求めたいと思いますが、よろしく願い申し上げます。

**○議長（若原敏郎君）**

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 高橋卓郎君。

**○教育委員会事務局長（高橋卓郎君）**

それでは、交流の意義についてという御質問ですけれども、この交流の意義は、隣国である日本文化の源とも言われます中国へ青少年を派遣し、中国の生活、文化を知るとともに青少年との交流を図り、次代を担う青少年の豊かな国際感覚を養うとともに両国の友好を図ることです。

この事業につきましては、旧糸貫町時代も含め28年間にわたり、本巢市民と山西省民の幅広い年代にわたっての相互理解の深まりを推進することができた事業だと考えております。

[9番議員挙手]

○議長（若原敏郎君）

安藤重夫君。

○9番（安藤重夫君）

私も、山西省大同、太原だとかというようなところへは一度行っておりますので、わかっておるつもりであります。

そこで再質問でございますが、過去のそういった交流事業において、日本側から、かつては糸貫町でしたが、送られた派遣の人数、年齢、また反対に中国側からお見えになった人数、年齢についてお伺いを申し上げます。

○議長（若原敏郎君）

教育委員会事務局長 高橋卓郎君。

○教育委員会事務局長（高橋卓郎君）

毎年、合併してからは同じ交流をしておるんですけども、それでは本巢市のほうから派遣をしている状況を御説明申し上げます。

本巢市からは、青少年海外派遣で市内の中学生と高校生10名が隔年で北京、太原、上海を8日間訪問し、相手国の文化や現状を視察するとともに、太原において地元の小・中学生との交流、そして現地の方々の家へのホームステイをして、家族との交流と生活習慣の体験をしております。

また、民間交流訪中団として、平成25年には大人18名が25周年を記念して山西省を訪問しております。

一方、山西省からは青年連合会のメンバー12名、大体12名か13名というようなところですけども、友好交流団として隔年で8日間来日し、国内の視察と本市の視察、そして友好交流協会会員宅にホームステイをされております。このメンバーの年齢ですけども、40歳までの方、大体30歳ぐらいの方が平均でお見えになっております。

また、青年連合会からは研修生、養成の研修ということで、隔年で2名を招聘し、市内で養成研修を3カ月間実施しております。この方たちの年齢は、その時々によって違うんですけども、25歳から40歳までぐらいの方がお見えになります。それから、それ以外にも向こうからは、小・中学生が主体の学生友好交流団約20名が、随時ではありますが、訪日しホームステイをしたり、市内の小・中学校を訪問して交流を図っております。以上です。

[9番議員挙手]

○議長（若原敏郎君）

安藤重夫君。

○9番（安藤重夫君）

向こう側からは、青年と称して大人が主にお見えになって、こちらからは中高生が主に行っておるというような認識をいたしておりましたが、どうもそうでもないのかなあと今の説明を受けると考えますが、向こうから日本へお見えになった方々は中国共産党の青年部ではありませんでしたか。

○議長（若原敏郎君）

教育委員会事務局長 高橋卓郎君。

○教育委員会事務局長（高橋卓郎君）

山西省の青年連合会というところと交流をしておりますので、共産党の青年部、交流は青少年ということですので、青年の方も見えますし、少年もあるということです。以上です。

〔9番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

安藤重夫君。

○9番（安藤重夫君）

過ぎ去ったことだと思いますので、このあたりにしますが、こちらからは中高生が行き、向こうからは、先ほどお話があったように30代、40代という共産党の青年部が主に訪日してくるというように考えております。

いずれにいたしましても、これだけ長く続いた事業でありますし、市長におかれても、急に廃止というようなわけにもいかんような気がしますが、どこかで線を引くときがいつかは来ると思います。なぜかと申し上げますと、先ほど来からの話でありまして、糸貫町時代よりずっとこの事業は先輩の方々が累々として築かれてきた事業でありまして、最初のうちは理想のとおりでうまくいっていたと私も考えておりますし、理解をしております。中国も、御存じのように経済的に世界第2位の経済大国になって、我が国を抜き去りました。軍事力は、ここ4年で2桁を伸びて2桁を数えております。そういった経済大国でありますし、軍事大国であります。これが現在の中国であります。そういった意味で、交流当初は、先ほど局長が申されましたように、となりの隣国に同じような子どもが悲惨な生活をしておると、一遍見てきて視野を広げてくる必要があると言って、この交流が始まったと聞き及んでおりますが、もうここらあたりで大きく見直す時期が来ておるように私は思います。

おしなべて、事業を起こすときはさほどの労力も資金も要らないわけです、やる気だけの問題で。ところが、事業を終了したり、停止したり、廃業するには起こすときの数倍のエネルギーと資金が要ります。これは常識だと思います。

市長の思いをお伺いいたします。

○議長（若原敏郎君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

日中友好のそれぞれの事業についての御質問があつて、それぞれの立場から御質問いただいております。

そして今、事務局長のほうからそれぞれの経緯、そしてまた今までやってきた実績等々の御説明をさせていただきました。

私、基本的にはこの事業の一番の最大の狙いは、やはり隣の国、海を渡って、隣の国の皆さん方

と、これから先も、やはりずっとよそに行くわけにはまいりません。これからも隣国として、韓国もそうですが、やっぱり仲よくしていかなきゃならない。ということは、今時代も本当にグローバル化してしまっていて、隣国だけじゃなくて世界中どこへでも行ける時代、そしてまた交流している時代でもございます。そういった中で、こうして二十数年にわたって歴史のある事業でもございます。そして、この間ではいろいろと流れもあり、そして一時期友好をずっと育んできた、そしてまた中では、いろいろ問題もあって中断をしたり、そしてまた再開したりという流れが本巢市との間にもございます。

しかし、今まさに、先ほどお話がありましたように、国と国がぎくしゃくして、そしてまた反日の動きがいろいろあるという中であっても、国と国がそういうことを言っているときこそ、我々地方、また民間レベルでは、やはり草の根交友、こういうものがこれからも相互理解につながっていくんじゃないかというふうに思っております、この始まったきずなというものが、一方的にいい悪いというのじゃなくて、維持しながら、そしてお互いの言い分を言い合いながら、そしてお互いの相互理解を深めていくということに、つながっていければいいなというふうに思っております。そういったことで、これからも憩いの事業として可能な限り皆さん方の御支援、御協力をいただきながら、取り組んでいかなきゃならないんじゃないかというふうに思っております。

その中で、ちょっと誤解じゃなくても、大概理解していただけたと思うんですけども、向こうから来る子どもたちも、決して共産党の関係者ばかりではございません。ごく普通の方もおられます。党员の方が来てということばかりではございません。子どもたちも来ておりますし、小・中学生の子どもも、私が知る限りでは、私も一緒に何回かこちらがお迎えし、そして私も中国に行った立場でございますので、お互いにそういういろんな方々がそれぞれの訪中団、また訪日団の中には含まれてきておると、そういう交流を隔年、行ったり来たりを1年置きに繰り返しながら、現在まで続いてきているということでございます。ことし26年は、こちらのほうから中国へお邪魔をする年でもあるということもございます。また夏に向かって、子どもたちが中国を訪問して、何とかそれぞれ向こうの地域の皆さん方と友好交流が深められれば大変ありがたいなというふうに思っております。

こういう国と国が原則論でやっているときほど、やはり国、地方レベル、民間レベルでの交流を絶やすことなく続けていくというのが、こういうときだからこそ私どもは必要なことじゃないだろうかと思っております。

〔9番議員挙手〕

○議長（若原敏郎君）

安藤重夫君。

○9番（安藤重夫君）

市長のお考えはよくわかりましたが、いずれにしても私どもの尖閣諸島を奪わんとする中国、竹島は既に私どもの国から奪っておる韓国、この両国は手を握り合って日本をないがしろにしているというのは、明々白々であります。そういった中で、こちらから訪中することしであるということ

であります、子どもたちが応募してくれることを私は期待しております。以上であります。終わります。

---

#### 散会の宣告

#### ○議長（若原敏郎君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

あす3月14日金曜日午前9時から本会議を開会し、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後3時44分 散会



地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

